

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

北電原第262号
令和5年2月22日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

氏名 北海道電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 藤井 裕

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和59年6月14日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	令和5年2月22日
協議した都道府県知事及び市町村長	北海道知事 鈴木 直道 泊 村 長 高橋 鉄徳
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 ホームページでの公表 本店原子力ふれあいコーナーでの閲覧 原子力PRセンターとまりん館での閲覧

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

泊発電所

原子力事業者防災業務計画

令和5年2月

北海道電力株式会社

修 正 来 歴

修正番号	年 月 日	内 容
0	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定
1	平成 13 年 8 月 6 日	省庁再編及び北海道地域防災計画の改正等に伴う修正
2	平成 14 年 9 月 20 日	平成 13 年度原子力総合防災訓練の実施結果の反映（防災センター運営開始後の広報活動に関する国等との連携）及び当社の組織改正等に伴う修正
3	平成 15 年 9 月 10 日	緊急時医療の充実及び平成 14 年度原子力防災訓練実施結果の反映（訓練時の流れに沿った記載に変更）等に伴う修正
4	平成 16 年 9 月 10 日	北海道、北海道経済産業局の組織名称変更及び平成 15 年度原子力防災訓練実施結果の反映等に伴う修正
5	平成 17 年 9 月 9 日	北海道経済産業局の組織改編及び北海道産業保安監督部の発足等に伴う修正
6	平成 18 年 10 月 6 日	北海道の組織名称変更、原子力防災要員の人員見直し及び原子力事業所の住所変更等に伴う修正
7	平成 19 年 9 月 7 日	省庁名称の変更、組織名称変更に伴う修正
8	平成 20 年 3 月 25 日	3 号機初装荷燃料搬入及び平成 19 年度原子防災訓練実施結果の反映に伴う修正
9	平成 20 年 11 月 25 日	3 号機初装荷燃料装荷に伴う修正
10	平成 21 年 12 月 1 日	泊発電所組織変更等に伴う修正
11	平成 22 年 10 月 8 日	緊急時データ伝送システム（S P D S）の運用変更等に伴う修正
12	平成 24 年 2 月 10 日	国土交通省組織改定、社内組織変更、通報様式の変更等に伴う修正
13	平成 25 年 3 月 14 日	原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正
14	平成 25 年 12 月 12 日	原子力災害対策特別措置法施行令等の改正に伴う修正

修正番号	年 月 日	内 容
15	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正
16	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制変更等に伴う修正
17	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル（E A L）を判断する基準解説の適正化等に伴う修正
18	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正
19	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル（E A L）適用号機の記載の充実化、及び読み替え内容の反映に伴う修正等
20	令和2年 3月27日	原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容及び法的分離に伴う一般送配電事業の分社化による組織改正の反映等に伴う修正
21	令和2年 8月21日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容の反映等に伴う修正
22	令和3年10月22日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力防災関連資機材の点検内容の明確化等に伴う修正
23	令和5年 2月22日	国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映、緊急時対策支援システムへの使用済燃料貯蔵槽に関する一部の項目の伝送開始に伴う読み替え内容の反映及びオンライン医療に係る活動の追加等に伴う修正

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 防災体制の区分及び連携	7
2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等	7
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力防災組織の運営	9
1. 防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等	9
2. 権限の行使	12
3. 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路	12
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	13
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の整備	13
2. 原子力防災資機材の整備	13
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	14
4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備	14
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	14
1. 防災センターに備え付ける資料	14
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	14
3. 発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	14
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	15
1. 緊急時対策所	15
2. 集合・退避場所	15
3. 緊急医療施設	15
4. 気象観測設備	16
5. 放送装置等	16
6. 即応センター	16

7. 緊急時データ伝送システム	1 6
8. 原子力事業所災害対策支援拠点	1 6
第6節 原子力防災教育の実施	1 7
1. 原子力防災要員に対する教育	1 7
2. 本店原子力災害対策要員に対する教育	1 7
第7節 原子力防災訓練の実施	1 7
1. 社内における訓練	1 7
2. 国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加	1 8
第8節 関係機関との連携	1 8
1. 国との連携	1 8
2. 関係地方公共団体との連携	1 9
3. 地元防災関係機関等との連携	1 9
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	1 9
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 9
第3章 緊急事態応急対策等の実施	2 1
第1節 連絡及び通報	2 1
1. 連絡及び通報の実施	2 1
2. 防災体制発令時の対応	2 1
3. 情報の収集と提供	2 2
4. 国、関係地方公共団体等との通報、連絡及び報告に用いる設備	2 3
5. 通話制限	2 3
第2節 応急措置の実施	2 3
1. 応急措置の実施の報告	2 3
2. 退避誘導等	2 4
3. 放出放射能量の推定	2 4
4. 原子力災害医療	2 4
5. 消火活動	2 5
6. 汚染拡大の防止	2 5
7. 線量評価	2 6
8. 広報活動	2 6
9. 応急復旧	2 6
10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	2 7
11. 資機材の調達及び輸送	2 7

1 2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 7
1 3. 被災者の相談窓口の設置	2 8
第3節 要員の派遣等	2 8
1. 北海道への要員の派遣等	2 8
2. 防災センターへの要員の派遣	2 8
3. 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）への派遣	2 9
4. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣	2 9
5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請	2 9
第4節 緊急事態応急対策	2 9
1. 原子力緊急事態体制の発令	2 9
2. 原子力災害合同対策協議会との連携	3 0
3. 応急措置の継続実施	3 0
4. 事業所外運搬事故における対策	3 0
第4章 原子力災害事後対策の実施	3 1
第1節 発電所の対策	3 1
1. 復旧対策	3 1
2. 放射性物質による環境汚染への対処	3 1
3. 原子力防災体制等の解除	3 1
4. 原因究明及び再発防止対策の実施	3 2
第2節 要員の派遣等	3 2
1. 北海道への要員の派遣等	3 2
2. 防災センターへの要員の派遣	3 2
3. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応	3 3
第5章 その他	3 4
第1節 他の原子力事業者への協力	3 4

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針に基づき、泊発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態であって、原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う事態をいう。

3. 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

4. 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態（原災法第10条第1項で規定する事象相当）をいう。

5. 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影响のリスクを低減す

るため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態（原災法第15条第1項で規定する事象相当）をいう。

6. 緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」）という。)

原子力施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

7. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

なお、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うまで。）が発生した場合の事故拡大防止のための応急の対策を原子力緊急事態宣言が発令された以降の対策と併せて、「緊急事態応急対策等」という。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

11. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

12. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

13. 関係地方公共団体

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、以下の自治体をいう。

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村。

1 4. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他原災法第2条第3号に規定する者をいう。

1 5. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

1 6. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質又は使用済燃料の運搬又は貯蔵をいう。

1 7. 原子力災害対策活動

防災体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 8. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 9. 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

2 0. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。

2 1. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

2 2. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員であり、具体的には原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く発電所員、泊原子力事務所員及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の委託要員、並びに原子力災害発生時に原子力防災組織に入り支援する可能性がある本店原子力防災組織に所属する要員をいう。

2 3. 本店原子力災害対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

2 4. 警戒事象

原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象として別表2－1－1に示す事象をいう。

2 5. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

2 6. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

2 7. 緊急時対策所

防災業務計画等命令第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、原子力事業所災害対策の実施を統括管理するための施設をいう。

2 8. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

2 9. 原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）

防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための本店内の施設をいう。

3 0. 緊急時データ伝送システム（以下「S P D S」という。）

防災業務計画等命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

3 1. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態対策等拠点施設、関係機関、原子力事業者の即応センター及び緊急時対策所を接続する情報通信ネットワーク（地上伝送系ネットワーク及び衛星伝送系ネットワーク）をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その計画、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一であるが、原子力事業に携わる者は、原子炉の運転等により核燃料物質等を取り扱っていることから、放射線又は放射性物質の特殊性を考慮した原子力災害対策活動を行わなければならない。かかる観点から、この計画では、次に掲げる事項について定め、原子力災害対策の推進を図ることとする。

なお、原子力災害の発生を未然に防止するため、特に原子炉の運転等においては、原子炉等規制法に基づく保安規定に従い、運転管理及び燃料管理等に関して定められた事項を遵守することが重要であるが、これらに関する事項については、保安規定に記載されているため、この計画に再掲しない。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到な予防対策を行うため、原子力災害が発生した際に必要となる防災体制や防災資機材の整備、防災教育及び訓練の実施、関係機関との連携等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、警戒事象発生の連絡、特定事象発生の通報、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定及びその実施、関係機関への要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、災対法等に基づく次の諸計画等と調整を図り、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

1. 防災基本計画原子力災害対策編
2. 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）
3. 泊発電所周辺地域原子力防災計画
4. 北海道オフサイトセンター運営要領

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。

1. この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする 60 日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。
3. この計画を修正したときは、速やかに様式 1 により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分及び連携

(1) 防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための防災体制は次の区分による。

防災体制の区分

防災体制の区分		発生事象の情勢
原子力防災準備体制		警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき
原子力防災体制	原子力応急事態体制	施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき
	原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

原子力規制委員会が示すE A L区分の枠組み及び原子力規制庁が示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、発電所の特性及び地域状況に応じたE A Lの設定を別表2-1-4に示す。

(2) 防災体制の区分に応じた北海道電力ネットワーク株式会社との連携

防災体制発令時は、この計画のとおり北海道電力ネットワーク株式会社と一体になって対応する。

2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等

(1) 社長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図2-1-1のとおりとする。

(2) 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

(3) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、直ちに原子力防災要員に別表2－1－6に定める職務を行わせる。

また、原子力防災要員のうち緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「防災センター」という。）への派遣要員は、別表2－1－7に定める職務を行う。

(4) 社長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式2により原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第2条第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、7日以内に届け出る。

(5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。
派遣要員の主な職務は次のとおりとする。

- ① 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
- ② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(6) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(7) 社長は、本店に本店原子力防災組織を設置し、本店原子力災害対策要員を置く。本店原子力防災組織の構成は、別図2－1－2のとおりとする。

(8) 社長は、発電所の原子力災害対策活動あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、本店原子力災害対策要員の中から原子力防災要員を置く。

(9) 本店原子力防災組織は、別図2－1－2に定める業務分掌に基づき本店における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の調達、輸送等、発電所が実施する原子力災害対策活動を支援する。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から別表2－1－8に定める順位によりその職務を代行させる。

- ① 別表2－1－1、別表2－1－2又は別表2－1－3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図2－1－3又は別図2－1－4に示す経路にて連絡又は通報する。

なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から、「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を付けて通報等を行う。

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原災法第10条第1項に定められた通報等に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

- ② 別表2－1－1、別表2－1－2又は別表2－1－3の事象が発生し同表に該当する事象であると判断した場合、防災体制を発令するとともに直ちに原子力防災要員を招集し、必要な応急措置を行わせる。また、その概要を別図2－1－3又は別図2－1－5に示す経路にて連絡又は報告する。
- ③ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、その資機材に応じて適切な頻度で保守点検する。

（2）副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災管理者を補佐する。
② 原子力防災管理者が不在の場合は、その職務を代行する。

（3）社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式3により7日以内に届け出る。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等

（1）防災体制の発令

- ① 発電所

原子力防災管理者は、別表2－1－1の事象が発生し別表2－1－1に該当する

事象であると判断したとき、又は別表2－1－2の事象が発生し別表2－1－2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2－1－3の事象が発生し別表2－1－3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、直ちにその情勢に応じて第2章第1節1.「防災体制の区分及び連携」に定める防災体制の区分の中から該当する防災体制を発令し、原子力防災要員に連絡する。また、原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における防災体制を発令する。この際、発電所において発令した防災体制の区分を本店においても適用するものとする。

(2) 原子力災害対策本部の設置

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制を発令した場合、速やかに発電所に原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長として、発電所の原子力災害対策活動を統括する。

② 本店

社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店に原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。また、社長が不在の場合は副社長又は取締役常務執行役員がその職務を代行する。

なお、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に準備活動の指揮を命じる。

(3) 原子力防災準備体制発令時の原子力防災要員等の非常招集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制発令時には所内放送又は別図2－2－1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。

ただし、原子力防災要員のうち各班の班員の一部は、別表2－1－1に示す事象の内容に応じ、待機するよう連絡する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災準備体制発令時には別図2－2－2に定める連絡経路を準用して、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に即応センター又は所定の場所に参集又は待機するよう連絡する。

(4) 原子力防災体制発令時の原子力防災要員等の非常招集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

② 本店

原子力部長は、原子力防災体制発令時には社内放送又は別図2-2-2に定める連絡経路により本店原子力災害対策要員を即応センター又は所定の場所に非常招集する。

なお、原子力部長は、あらかじめ本店原子力災害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

(5) 防災体制の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、防災体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の防災体制の区分も変更する。

(6) 原子力防災準備体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、原子力防災準備体制発令後、原子力防災体制発令に至ることなく事態が収束した場合、原子力防災準備体制を解除し発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を原子力部長に報告する。

② 本店

原子力部長は、発電所対策本部長から原子力防災準備体制解除の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

(7) 原子力防災体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる原子力防災体制の区分に応じ、国や関係地方公共団体等と協議の上、原子力防災体制を解除する。発電所対策本部長は原子力防災体制を解除した場合、原子力防災要員の任務を解き発電所対策本部を廃止する。

また、発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店対策本部長

に報告する。

- a . 原子力応急事態体制の場合は、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、事象が収束している場合。
- b . 原子力緊急事態体制の場合は、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策等の実施のため、発電所対策本部長の判断により原子力防災体制を継続することができる。

② 本 店

本店対策本部長は、発電所対策本部長が原子力防災体制を解除したときは、本店における原子力防災体制を解除する。ただし、本店対策本部長は、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、本店における原子力防災体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。

本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店原子力災害対策要員の任務を解き本店対策本部を廃止する。

(8) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- ① 本店対策本部長は、事態に応じて本店原子力災害対策要員をもって原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、発電所敷地内に出入りする原子力防災要員の放射線管理、発電所敷地内に搬入する復旧資機材等の受け入れ管理等発電所敷地内事故対策の支援、周辺環境モニタリング、発電所敷地外での本店原子力災害対策要員等の放射線管理等発電所敷地外での災害対策の支援を行う。
- ② 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。

2. 権限の行使

- (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災体制が発令された場合、原子力防災管理者は発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

3. 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路

原子力防災体制が発令され、発電所対策本部及び本店対策本部が設置された後の社内

の体制及び連絡経路は、別図2-2-3のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備として別図2-3-1及び別表2-3-1に定めるモニタリングポスト及びモニタリングステーション（以下「モニタリングポスト等」という。）を設置し、次に掲げる検査等を行う。

- (1) モニタリングポスト等をその検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。
- (2) モニタリングポスト等を設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。
- (3) モニタリングポスト等を毎年1回以上定期的にその較正を行う。
- (4) モニタリングポスト等が故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポスト等の数値及びプラントの運転状態について異常がないことを確認する。
- (5) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、モニタリングポスト等の状況、モニタリングポスト等により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。
- (6) モニタリングポスト等により測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポスト等により測定した放射線量を閲覧できる方法で公表する。
- (7) モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式4により7日以内に届け出る。
- (8) モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、別表2-3-2に定める原子力防災資機材に関して次に掲げる整備等を行う。

- (1) 必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代

替品を補充することにより必要数量を確保する。

なお、修理する場合には、必要により代替手段を講じる。

- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (4) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式5により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況について翌月7日までに同様の手続きを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材及びシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。別表2-3-3に原子力防災資機材以外の主な資機材を、別表2-3-4にシビアアクシデント対策等に関する主な資機材を示す。

なお、シビアアクシデント対策等に関する資機材配置については、別図2-3-2を基本とする。

4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備

原子力部長は、別表2-3-5に定める本店対策本部の主な原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定める原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 防災センターに備え付ける資料

社長は、別表2-4-1に定める資料を防災センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力部長は、別表2-4-1に定める防災センターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所に配置する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-4-2に定める資料を発電所に備え付ける。また、

これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

原子力防災管理者は、別表2-4-2に定める資料を原子力部長に送付し、原子力部長はこれを本店に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力部長は、別表2-4-2に定める資料のうち原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料を本店に保管し、必要時に持ち出すことができるよう管理する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、別図2-5-1及び別表2-5-1に示す緊急時対策所を設置する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表2-5-1に掲げる施設を代替場所として整備する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給できるように整備・点検する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- ① 非常用通信機器
- ② テレビ会議システム
- ③ SPDS

2. 集合・退避場所

原子力防災管理者は、別図2-5-2に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、原子力防災管理者は、集合・退避場所を指定若しくは変更したときは、発電所員他関係者に周知する。

3. 緊急医療施設

原子力防災管理者は、別図2-5-1に定める場所に別図2-5-3(1)、別図2-

5－3（2）に示す緊急医療施設を整備する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2－5－1及び別表2－5－2に示す気象観測設備を日頃から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

気象観測設備により測定した風向風速を記録計により記録し、1年間保存する。

5. 放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置及び所内放送装置を整備する。また、不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

6. 即応センター

- (1) 原子力部長は、別表2－5－3に示す即応センターを常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力部長は、即応センター及びS P D Sを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力部長は、非常用電源を即応センター及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力部長は、即応センターに以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。(③については衛星系ネットワークとの接続を除く。)

また、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- ① 非常用通信機器
- ② テレビ会議システム
- ③ S P D S

7. 緊急時データ伝送システム

原子力防災管理者及び原子力部長は、別表2－5－4に示すデータを伝送するS P D Sを日頃から使用可能な状態に整備し、S P D Sに不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

8. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2－5－5に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場

合においても、その機能が維持できる施設とする。

- (3) 北海道電力ネットワーク株式会社は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検し、その結果を原子力部長へ報告する。

第6節 原子力防災教育の実施

1. 原子力防災要員に対する教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 防災体制、組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

2. 本店原子力災害対策要員に対する教育

原子力部長は、本店原子力災害対策要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる（1）及び（2）の項目について教育を実施する。

また、本店の原子力防災要員に対しては、発電所の原子力災害対策活動の支援あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、上記に加え、次に掲げる（3）及び（4）の項目についても教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 防災体制、組織及び活動に関する知識
- (2) 放射線防護に関する知識
- (3) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 原子力防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力防災要員及び本店原子力災害対策要員

に対し、原子力防災への意識付け、原子力防災技能の習得及び向上を図り、また、原子力防災組織及び本店原子力防災組織が有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について訓練を年1回以上実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価及び改善のプロセスを適切に実施する。

- ① 緊急時通報・連絡訓練
- ② 原子力災害対策本部設置訓練
- ③ 環境放射線モニタリング訓練
- ④ 退避誘導訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ シビアアクシデント対応訓練
- ⑦ 緊急時対応訓練
- ⑧ 原子力緊急事態支援組織対応訓練
- ⑨ 資機材輸送・取扱訓練

(2) 原子力防災管理者は、訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、訓練を実施した場合、関係地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その内容を評価する。

(4) 訓練の評価結果は、社長から原子力規制委員会に様式6により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加

原子力防災管理者及び原子力部長は、国又は関係地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に参画し訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力災害対策活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携に努める。

1. 国との連携

(1) 原子力防災専門官及び国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業

務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。

- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 関係地方公共団体との連携

- (1) 関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。
- (2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。
- (3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

また、発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8-1に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。
 - ① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等
 - ② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - ③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - ④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と

協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行う。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 発電所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における原子力防災対策の内容
5. 発電所の状況に応じた緊急事態の考え方

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 連絡及び通報

1. 連絡及び通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象の発生について通報を受け又は自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、様式7に必要事項を記入し、別図2-1-3に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する手段を用いて一斉に送信し、図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。
- (2) 原子力防災管理者は、(1)の連絡を行った場合は、警戒事態に該当する事象の連絡を行った旨を原子力部長に連絡し、原子力部長は、報道機関へ発表する。
- (3) 原子力防災管理者は、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(1)に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長、その他図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。

なお、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、様式9に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(2)に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を電話で確認する。

- (4) 原子力防災管理者は、(3)の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、本店対策本部原子力班長に連絡し、本店対策本部広報班長は、報道機関に発表する。

2. 防災体制発令時の対応

(1) 発電所の対応

- ① 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象が発生し、別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき、又は別表2-1-2に示す事象が発生し、別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-1-3に示す事象が発生し、別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理

大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分」に基づき、直ちに防災体制を発令するとともに、原子力防災要員の非常招集及び発電所対策本部の設置を行い、発電所対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

- ② 原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システムを速やかに起動する。

(2) 本店の対応

- ① 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の防災体制発令の報告を受けたときは、社長にその旨を報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するTV会議システムを速やかに起動する。

- ② 社長は、原子力部長から発電所における防災体制発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分及び連携」に基づき、本店における防災体制を発令する。

- ③ 社長は、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に本店での準備活動の指揮を命じる。原子力部長は、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に即応センター又は所定の場所に参集又は待機するよう連絡するとともに、原子力防災体制に備えた即応センターでの準備活動の指揮を行う。

また、原子力部長は原子力規制庁緊急時対応センターへの要員を速やかに派遣する。

- ④ 社長は、原子力防災体制を発令した場合は、本店原子力災害対策要員の非常招集及び本店対策本部の設置を行い、本店対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

3. 情報の収集と提供

(1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び推移等
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部長は、各班長から上記の報告を受け、その内容を様式10又は様式11（事業所外運搬においては様式12）に記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外運搬においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。

(3) 発電所対策本部長は、本章第1節から第4節に掲げる連絡、通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 国、関係地方公共団体等との通報、連絡及び報告に用いる設備

発電所対策本部長は、別図2-1-3、別図2-1-4（1）、別図2-1-4（2）、別図2-1-5（1）又は別図2-1-5（2）に定める経路により通報、連絡及び報告を行う場合は、原子力防災資機材として整備している非常用通信機器等を利用して行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、発電所及び本店の災害対策活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。

なお、発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を、原子力防災準備体制を解除するまでの間、必要に応じて発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。

また、発電所対策本部長は、様式10又は様式11（事業所外運搬においては様式12）にその概要を記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外運搬においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。

2. 退避誘導等

(1) 集合・退避場所への誘導

発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。

(2) 退避の周知

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者に対して所内放送及び運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ移動すること及び退避の際の防護措置を周知する。

この場合、発電所退避者に対してはバス等による輸送若しくは退避誘導員による誘導案内を行い、集合・退避場所への移動が迅速かつ円滑に行えるよう配慮する。

(3) 発電所敷地外への退避

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる必要があると認めたときは、退避誘導員の誘導により発電所退避者をバス等により発電所敷地外に退避させる。このとき、発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者の氏名を記録するよう退避誘導員に指示する。

なお、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる場合は、発電所対策本部事務局長は、その旨を直ちに防災センター（原子力防災専門官）に連絡し、調整するなど、あらかじめ定めるところによる。

(4) 発電所敷地内への入域制限

発電所対策本部業務支援班長は、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分及び連携」に基づく防災体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する。また、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射能量の推定

発電所対策本部放管班長は、発電所敷地内の放射線量率及び放射能測定を行い、放射性物質が環境に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時モニタリングデータ等から放出放射能量を推定する。

4. 原子力災害医療

発電所において、放射性物質による汚染を伴う負傷者、放射線による障害を受けた者又はそのおそれのある者（以下「傷病者」という。）が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

なお、放射性物質による汚染を伴わない負傷者及び放射線による障害を受けたおそれのない負傷者が発生した場合には、次の対応のうち、放射線管理に係る対応以外の対応を準用する。

(1) 救難及び救助

発電所対策本部業務支援班長は、傷病者が発生した場合は、傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動及び他機関への要請

本店対策本部原子力班長は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築する。

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、傷病者を別図2-5-3(1)及び別図2-5-3(2)に定める発電所敷地内の緊急医療施設に搬送して応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、公益財団法人原子力安全研究協会が発電所敷地内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。また、発電所対策本部業務支援班長は、傷病者を外部の医療機関又は放射線医学総合研究所（以下「協力医療機関等」という。）へ搬送する必要があると判断される場合は、岩内・寿都地方消防組合消防本部等へ出動を要請するとともに、選任された産業医を通じて、協力医療機関等へ受入れを要請する。

なお、協力医療機関等への搬送にあたっては、状況により発電所の車両を使用して搬送する。

(3) 救急隊等への状況説明

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、救急隊等への二次汚染又は被ばくを防止するため、協力医療機関等へ傷病者の搬送を依頼するとき及び救急隊が到着したときには救急隊に対し、事故の発生状況、傷病者の全身状態等傷病の程度、被ばくの状況、放射性物質による汚染の状況及び除染の結果等、必要な情報を説明するとともに、原則として産業医又は看護師、現場指揮者及び放射線管理員を随行させることとする。また、傷病者を治療する協力医療機関等に対しても同様の措置を講じる。

(4) 汚染拡大防止措置の実施

発電所対策本部放管班長は、傷病者の搬送及び協力医療機関等での受入れに際し、救急隊等及び協力医療機関等の二次汚染又は被ばくを防止するため、必要な汚染拡大防止措置を実施する。

5. 消火活動

発電所対策本部事務局長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。また、平常時から原子炉施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制を整備する。

6. 汚染拡大の防止

発電所対策本部放管班長は、不必要的被ばくを防止するため、発電所対策本部長の了

解を得て、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送等により発電所敷地内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放管班長は、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 線量評価

発電所対策本部放管班長は、発電所退避者及び緊急時に活動を行う原子力防災要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

- (1) 本店対策本部広報班長は、発電所の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、原子力規制委員会及び防災センターと連携を取りつつ、本店に開設するプレスセンターにおいて報道機関へ発表する。
- (2) 発電所対策本部業務支援班長は、防災センターの運営が開始されるまでは本店対策本部広報班と連携し、プラントの状況、応急措置の概要等を、必要に応じて報道機関へ発表する。

なお、防災センターの運営が開始された場合には、国の要請の下、防災センターが開催する国の記者会見に防災センター派遣要員（プラントチーム）が同席し、事故の詳細等に関する説明のサポートを行う。

9. 応急復旧

(1) 施設の監視及び点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、(1)で把握した設備状況等を考慮し、別表3-2-1の業務を含めて実施担当者を明確にした上で、次の事項に関する応急復旧計画を策定し、発電所対策本部の各班長にこの応急復旧計画に基づく復旧対策を行わせる。

- ① 設備等の整備及び点検
 - ② 故障した設備等の応急の復旧
 - ③ その他応急の復旧対策に必要な事項
- (3) 原子力防災管理者は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制庁から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部長は、関係する各班長に、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行わせ、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るために次に掲げる事項について措置を検討させ、実施させる。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大防止対策の検討を総括する。
- (2) 発電所対策本部技術班長は、原子炉の運転状態を把握し、燃料破損及びその可能性の有無を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能量の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を予測する。
- (5) 発電所対策本部放管班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への放出放射能量を推定する。
- (6) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (7) 発電所対策本部運転班長は、その他の号機については、事故号機からの影響を見極め、その運転継続の可否を検討するとともに、必要な保安維持を行う。

11. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部業務支援班長は、原子力防災資機材及びその他の原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部業務支援班長は、発電所において十分に調達できない場合には、本店対策本部資材班長に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施

(7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去

(8) 遮蔽対策の実施

(9) その他の放射線障害の防止のために必要な措置

1.3. 被災者の相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第3節 要員の派遣等

1. 北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長は、発電所で発生した事象に関し、北海道知事から北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づく非常配備を実施する旨の連絡を受けた場合は、原因の究明に努めるとともに、原子力防災要員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

なお、北海道へは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、原子力防災要員のうち別表3-3-1に定める要員の派遣を行うとともに、別表3-3-2に定める資機材の貸与を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

(1) 緊急時モニタリング

(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定

(3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

2. 防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官から防災センターの運営準備に入る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、原子力防災要員のうち別表2-1-6に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

(1) 防災センターの設営準備助勢

(2) 発電所と防災センターとの情報共有

(3) 報道機関への情報提供

(4) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

(5) 原子力災害合同対策協議会への参加

なお、派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）における役割に基づき、

北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

また、発電所対策本部長は、防災センターに連絡員を派遣する。連絡員は、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）への派遣

原子力部長は、原子力防災準備体制発令時又は国の関係機関から原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、本店原子力災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店原子力災害対策要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他必要な措置を行う。

なお、放射線管理等の業務を行う拠点については、警戒区域内あるいはその近傍となるため、警戒区域の設定を踏まえて柔軟に対応する。

（1）原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- ① 発電所への資機材等の輸送、要員の派遣
- ② 輸送に付随する要員等の入退域管理及び放射線管理
- ③ 拠点の運営、関係機関との調整・連絡等

5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援を必要とするときは、本店対策本部長にその旨を要請する。

本店対策本部長は、発電所対策本部長の要請により、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を要請するとともに、その応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

第4節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態体制の発令

（1）発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に定められた別表2-1-3の状態に至った場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分及び連携」に基づき原子力緊急事態体制を発令するとともに、本店対策本部長にその旨を報告する。

(2) 本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力緊急事態体制発令の報告を受けたときは、本店に原子力緊急事態体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会との連携

(1) 発電所対策本部長は、防災センターの運営が開始された場合、防災センター派遣要員及び連絡員と電話等による連絡を密にする。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示される事項を周知し対応を行うとともに、社長があらかじめ指名した者は、原子力災害合同対策協議会に参加し必要な意見を述べる。

(2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施について報告を求められたときはこれを行う。

(3) 本店対策本部長は、発電所対策本部長が緊急事態応急対策に専念できるよう、(1)、(2)に示す発電所対策本部長の職務を支援又は代行する。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、発電所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

また、本店対策本部長は、国、関係地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への住宅の提供等により、その間の生活の維持のための支援に協力する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府及び関係地方公共団体の長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに適宜、復旧状況を報告する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び対応する災害対策本部班等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 放射性物質による環境汚染への対処

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、関係地方公共団体等と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を講じる。

3. 原子力防災体制等の解除

- (1) 発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図2-1-3（ただし、「警戒事象が発生した場合の通報経路」を「原子力防災準備体制の解除の報告経路」に読み替える。）に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を原子力部長に報告する。
- (2) 原子力部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

(3) 発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図2-1-4(1)(事業所外運搬においては別図2-1-4(2)。ただし、「原災法第10条第1項に基づく通報経路」を「原子力防災体制の解除の報告経路」に読み替える。)に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を本店対策本部長に報告する。

(4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、本店における原子力防災体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

4. 原因究明及び再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 要員の派遣等

1. 北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）と連携して、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、原子力防災要員のうち別表3-3-1に定める要員の北海道への派遣を行うとともに、別表3-3-2に定める資機材を貸与し、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- (3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

2. 防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）と連携して、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表2-1-7に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

- (1) 発電所と防災センターとの情報共有
- (2) 報道機関への情報提供

なお、防災センターへの派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が廃止されている場合は「現地事後対策連絡会議」に読み替える。）における役割に基づき、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

3. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応

本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所（事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。）で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長と連携して、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の防災関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次の事項について別表3－5－1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な協力をう。

1. 緊急時モニタリング
2. 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の他の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等について、あらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

資 料 編

目 次

[別 図]

別図 2－1－1	原子力防災組織の構成及び業務分掌	1
別図 2－1－2	本店原子力防災組織及び業務分掌	2
別図 2－1－3	警戒事象が発生した場合の連絡経路	4
別図 2－1－4	原災法第10条第1項に基づく通報経路	5
別図 2－1－5	原災法第25条第2項に基づく報告経路	7
別図 2－2－1	発電所原子力防災要員の非常招集連絡経路	9
別図 2－2－2	本店原子力災害対策要員の非常招集連絡経路	10
別図 2－2－3	原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路	11
別図 2－3－1	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	12
別図 2－3－2	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置	13
別図 2－5－1	発電所敷地内の緊急時対策所及び緊急医療施設等	14
別図 2－5－2	集合・退避場所	15
別図 2－5－3	緊急医療施設位置図	16

[別 表]

別表 2－1－1	原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準	18
別表 2－1－2	原災法第10条第1項に基づく通報基準	20
別表 2－1－3	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準	23
別表 2－1－4	E A L 事象の判断基準解釈	25
別表 2－1－5	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	79
別表 2－1－6	原子力防災要員の職務と人員	81
別表 2－1－7	派遣要員の職務と人員（防災センター内）	82
別表 2－1－8	原子力防災管理者の代行順位	82
別表 2－3－1	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	83
別表 2－3－2	原子力防災資機材	84
別表 2－3－3	原子力防災資機材以外の主な資機材	86
別表 2－3－4	シビアアクシデント対策等に関する主な資機材	87
別表 2－3－5	本店対策本部の主な原子力防災関連資機材	88
別表 2－3－6	原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材	88
別表 2－4－1	防災センターに備え付ける資料（原災法第12条第4項関係）	89
別表 2－4－2	発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	89
別表 2－5－1	発電所の原子力災害対策活動で使用する施設	90
別表 2－5－2	気象観測設備	91
別表 2－5－3	本店の原子力災害対策活動で使用する施設	91
別表 2－5－4	S P D S データ伝送項目	92
別表 2－5－5	原子力事業所災害対策支援拠点の候補	95

別表 2－8－1	原子力緊急事態支援組織	9 6
別表 3－2－1	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	9 8
別表 3－3－1	派遣要員の職務と人員（北海道）	1 0 0
別表 3－3－2	貸与する資機材（北海道）	1 0 1
別表 3－5－1	他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への 要員の派遣、資機材の貸与	1 0 2

[様 式]

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1 0 3
様式 2	原子力防災要員現況届出書	1 0 4
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	1 0 5
様式 4	放射線測定設備現況届出書	1 0 6
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	1 0 7
様式 6	防災訓練実施結果報告書	1 0 8
様式 7	警戒事態該当事象発生連絡	1 0 9
様式 8	特定事象発生通報（原子炉施設）	1 1 0
様式 9	特定事象発生通報（事業所外運搬）	1 1 1
様式 10	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	1 1 2
様式 11	応急措置の概要（原子炉施設）	1 1 3
様式 12	応急措置の概要（事業所外運搬）	1 1 5

[参 考]

参考 1	警戒事象、原災法第 10 条第 1 項及び原災法第 15 条第 1 項に該当する 事象の整理表	1 1 7
------	--	-------

別図

別図2－1－1 原子力防災組織の構成及び業務分掌

班 ^{*1}	原子力応急事態体制 主な職務	原子力緊急事態体制 主な職務	班員数 ^{*2、*3}		
発電用原子炉 主任技術者 3名	業務支援班	〔総務担当〕 1. 人・資機材の調達輸送及び宿泊等の手配 2. 退避の周知及び退避誘導	1. 2. } 同左	21名	
		〔施設防護担当〕 1. 警備（入構規制含む。）に関する指示	1. 同左		
		〔労務担当〕 1. 傷病者の救護 2. 原子力災害医療の実施 3. 食料、衣服等の手配	1. 2. 3. } 同左		
		〔地域対応担当〕 1. 関係地方公共団体等の対応及び情報の収集	1. 同左		
		〔広報担当〕 1. 報道機関対応 2. 広報活動 3. 見学者対応（避難誘導含む。）及び情報の収集	1. 2. 3. } 同左		
		放管班 1. 発電所敷地内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理、線量評価、汚染拡大防止及び汚染の除去 3. 原子力災害医療の助勢 4. 放出放射能量の推定 5. 積算線量計の配備、測定等	1. 2. 3. 4. 5. } 6. 特別立入制限区域の設定 同左		
		技術班 1. 事故状況の把握評価及び事故拡大の可能性等の予測 2. 燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測 3. 事故時影響緩和操作の検討・評価 4. 事故拡大防止対策の検討、効果確認	1. 2. 3. 4. } 同左		
		運転班 1. 発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 中央給電指令所との連絡 4. 発電所施設の保安維持	1. 2. 3. 4. } 同左		
		電気 工作班 1. 電気設備等の状況把握及び点検 2. 電気設備等の応急復旧計画の立案と措置 3. 電気設備等の事故復旧計画の立案と措置	1. 2. 3. } 同左		
		機械 工作班 1. 機械設備等の状況把握及び点検 2. 機械設備等の応急復旧計画の立案と措置 3. 機械設備等の事故復旧計画の立案と措置	1. 2. 3. } 同左		
対策本部 ^{*3} 7名	土木建築 工作班 事務局	土木建築設備等の状況把握及び点検 2. 土木建築設備等の応急復旧計画の立案と措置 3. 土木建築設備等の事故復旧計画の立案と措置	1. 2. 3. } 同左	7名	
		1. 発電所対策本部の運営 3. 関係機関への通報、連絡及び報告 5. 本店対策本部との連絡調整 7. SPDSデータの伝送確認	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. } 9. 緊急時支援組織の運営・統括 同左		
		2. 外部機関、各班等の情報集約 4. 防災センター派遣要員との相互連絡 6. 自衛消防隊による消火活動の指揮 8. テレビ会議システムの起動・確認	7. 8. } 同左		
当直 15名		(原子力防災準備体制時は原子力応急事態体制時の職務に準じて必要な業務を行う。)			
当直課長（運転操作指揮） 当直副長（運転操作指揮補佐） 当直員（運転操作ほか）		※1 これら班の班員から、遠隔操作ロボット等の操作員を任命する。 ※2 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の業務の一部を委任する協力会社等については別表3－2－1に示す。 ※3 原子力防災要員のうち初動対応に必要となる要員数を示す。			

別図2-1-2(1/2) 本店原子力防災組織及び業務分掌

部門	班	係	原子力応急事態体制	原子力緊急事態体制	班員数*	
			主な職務	主な職務		
対策本部 本部長 ：社長 副本部長 ：副社長 常務執行役員	原子力部門 原子力班	情報連絡 運営係	1. 部門内取りまとめ 2. 本店対策本部の運営 3. 発電所対策本部との連絡調整 4. 東京支社との連絡調整 5. 社内外の情報収集及び関係箇所への連絡 6. 他の原子力事業者等への連絡 7. 本店対策本部他活動状況等の記録作成 8. 実施業務の進行確認	1. 2. 3. 4. 5. 6. 他の原子力事業者への協力要請 7. 8.	同左	
			1. 運転及び放射線管理に関する支援 2. 設備の応急復旧対策支援 3. 原子力災害医療（傷病者搬送対応） 4. 原子力事業所災害対策支援拠点との連絡 5. 応急・復旧状況等の確認 6. 記者会見対応（スポーツマン） 7. 各種資料作成 8. 原子力発電設備に関する中長期対策の検討 9. 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）対応 10. 原子力安全研究協会との情報連携	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. グループ会社応援取りまとめ	同左	
		安全技術 支援係	1. 原子力事業所災害対策支援拠点等の設営・運営 2. 発電所への物資の輸送、要員の派遣 3. 輸送に付随する要員の入退域管理及び放射線管理	1. 2. 3.	同左	
			4. 他の原子力事業者等からの受入対応	4.	91名* ¹	
		支援拠点係 (原子力事業所災 害対策支援拠点 等派遣)	1. 土木建築構造物の応急復旧対策 2. 土木建築構造物に関する中長期対策の検討	1. 2.	同左	
					4名	
	流通部門 (2/2)へ	情報通信班	—	1. 通信設備及び関連施設の防護・復旧対策 2. 情報設備機器設置及び運営	1. 2.	3名
		工務班	—	1. 電力系統事故概況の速報作成 2. 電力系統の復旧及び供給対策	1. 2.	3名
		配電班	—	1. 配電設備及び関係設備の被害復旧状況の集約 2. 原子力事業所災害対策支援拠点等防災関連施設への電源供給	1. 2.	3名

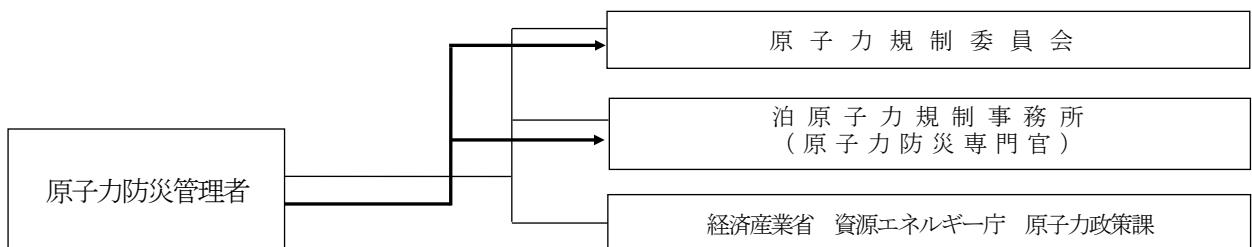
別図2-1-2(2/2) 本店原子力防災組織及び業務分掌

(1/2)より

部門	班	係	原子力応急事態体制	原子力緊急事態体制	班員数*
			主な職務	主な職務	
業務部門	総括班	—	1. 部門内取りまとめ 2. 本店対策本部の庶務、その他全社大動員等の調整 3. 災害救助（安否確認） 4. 食料対策、宿舎対策、傷病者対応 5. その他労務関係業務	1. 2. 3. 4. 5. 6. 原子力事業所災害対策支援拠点への要員手配	10名
	総務班	—	1. 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 2. 損害賠償対応準備 3. その他総務関係業務	1. 2. 3.	4名
	資材班	—	1. 必要資材の調達及び輸送	1. 同左	5名
	経理班	—	1. 緊急動員時の出金	1. 同左	3名
社外対応部門	お客さま対応班	—	1. お客様との電話対応 2. 支社との連携 3. 地域対応	1. 避難住民等対応（コールセンター開設） 2. 3.	1名
	立地班	—	1. 地域社会における動向の調査 2. 風評被害準備対応	1. 2.	10名
	広報班	—	1. 報道機関対応 2. 記者会見時の応援 3. 社内関係各所への連絡	1. 2. 3.	8名
東京支社部門	技術班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)派遣 2. 官庁対応 3. 報道機関対応補助	1. 2. 3.	4名* ¹
	総務班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)派遣 2. 本店対策本部との連絡調整 3. 報道機関対応 4. 社内関係各所への連絡	1. 2. 3. 4.	4名* ¹

* 班員数は、*1を除き即応センターに参集する人数を記載

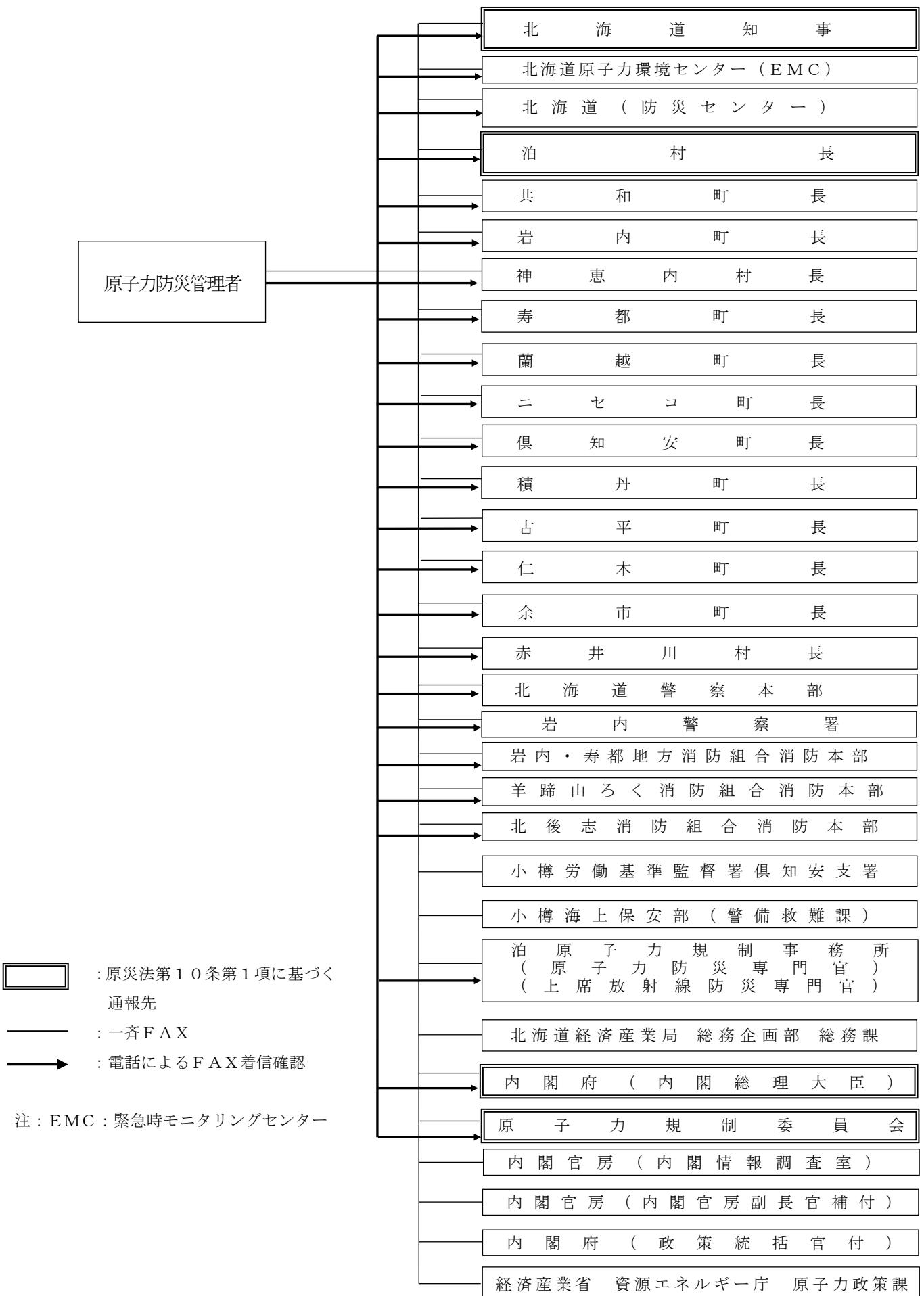
別図 2－1－3 警戒事象が発生した場合の連絡経路



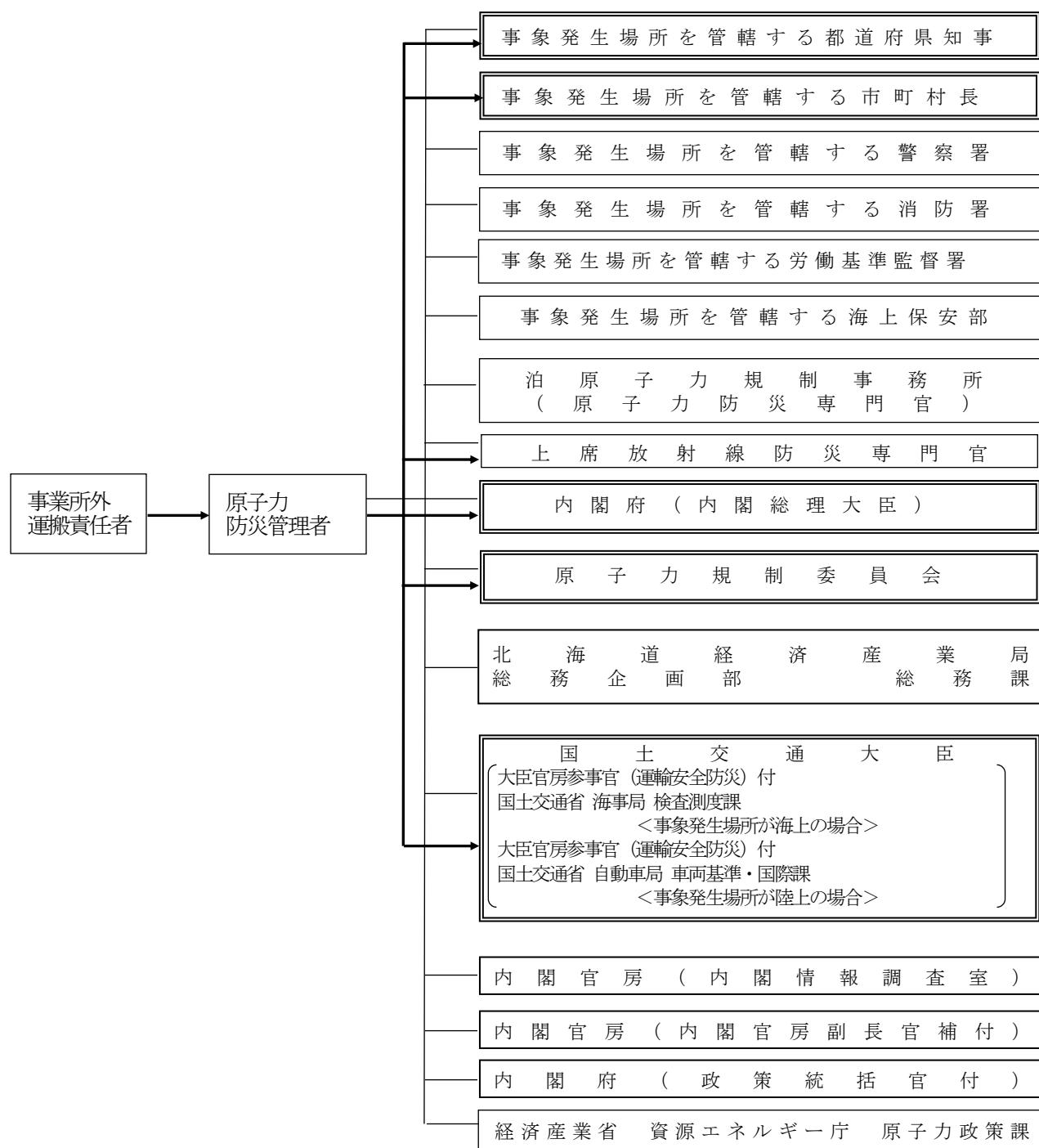
—— : 一斉FAX

→ : 電話によるFAX着信確認

別図2-1-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路
(発電所内での事象発生時の通報経路)



別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路
(事業所外運搬での事象発生時の通報経路)

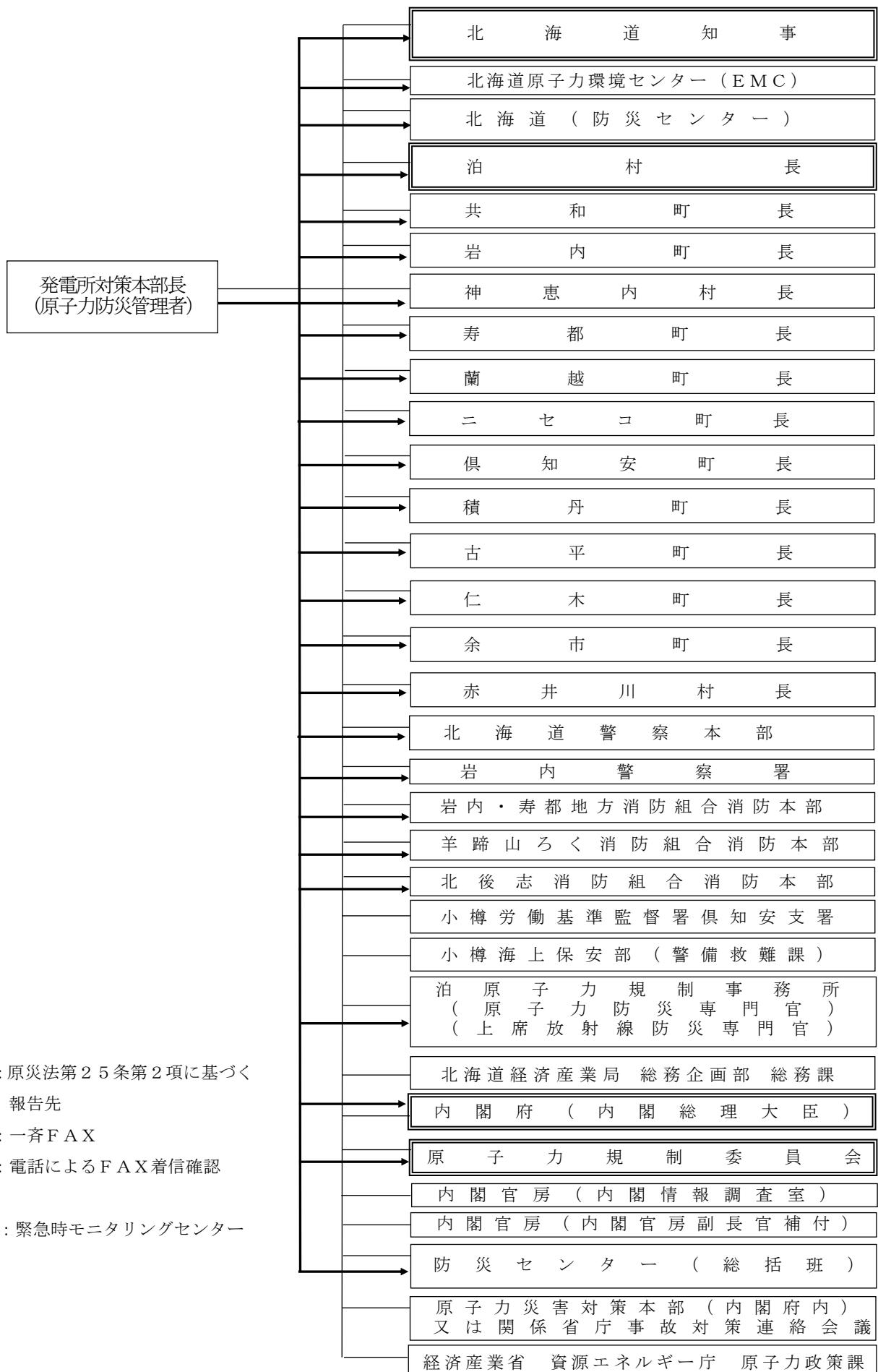


:原災法第10条第1項に基づく通報先

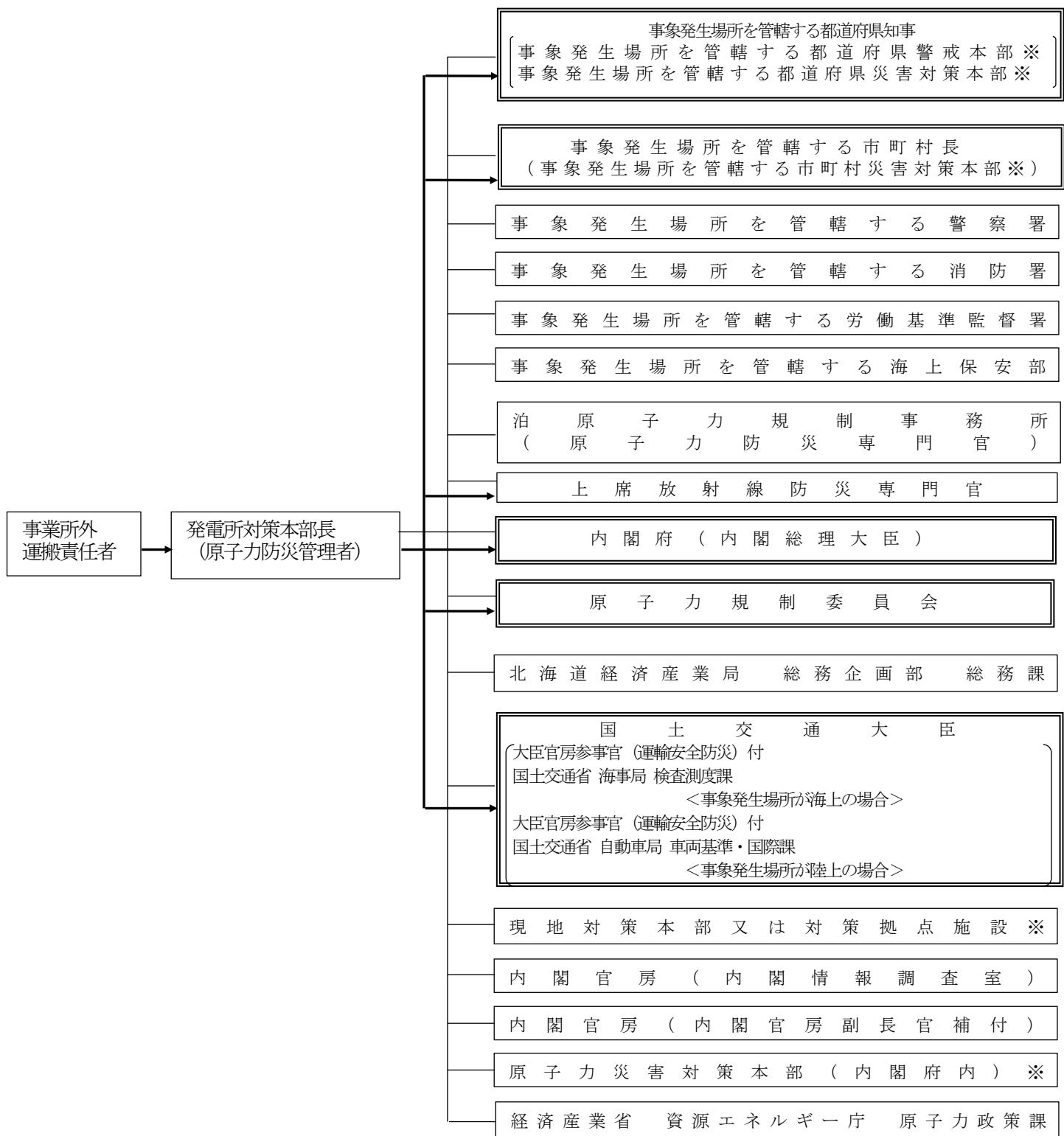
_____ :一斉FAX

→ :電話によるFAX着信確認

別図2-1-5(1) 原災法第25条第2項に基づく報告経路
(発電所内での応急措置の報告経路)



別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路
(事業所外運搬での応急措置の報告経路)



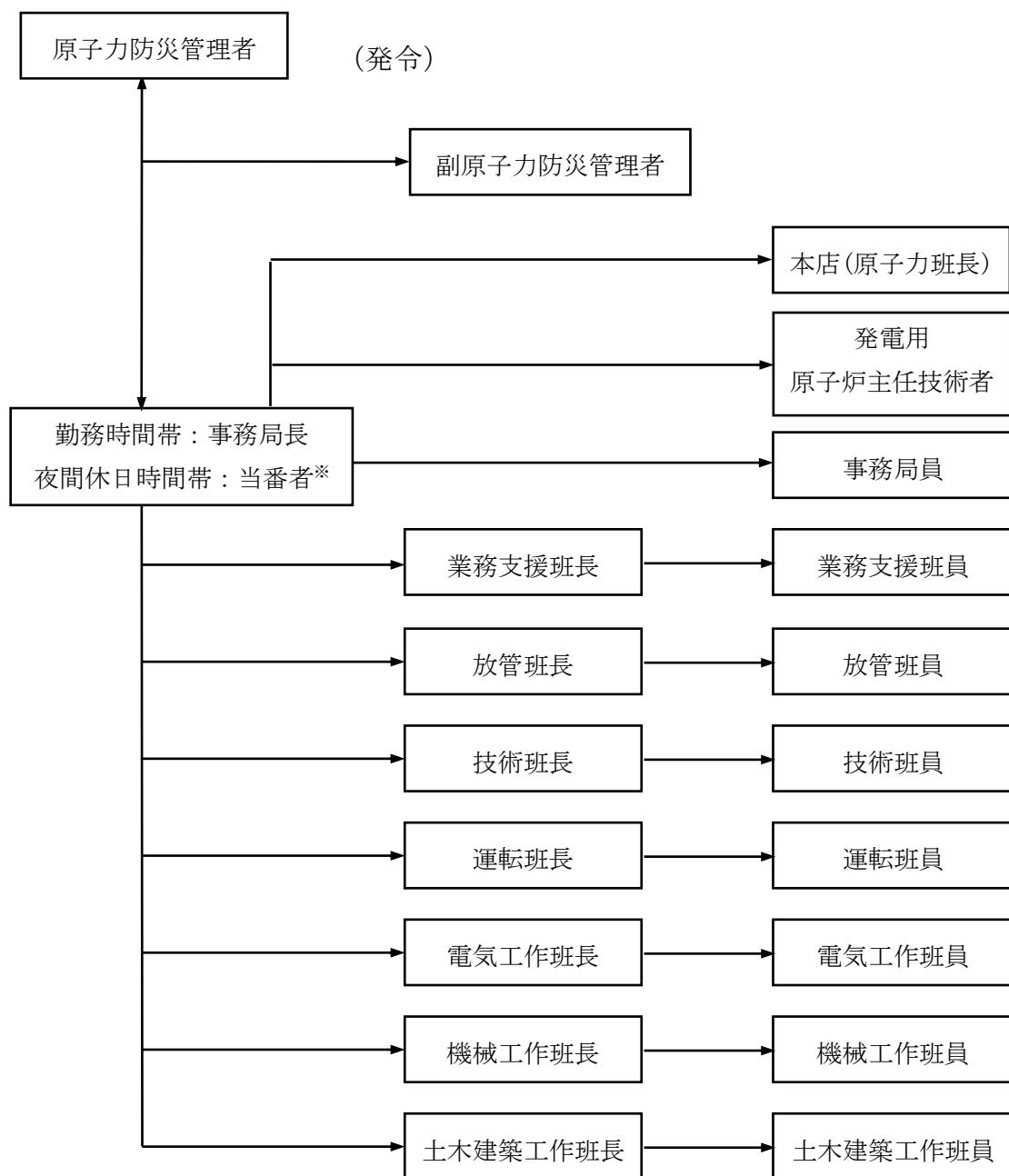
:原災法第25条第2項に基づく報告先

——— : 一斉 FAX

→ : 電話による FAX 着信確認

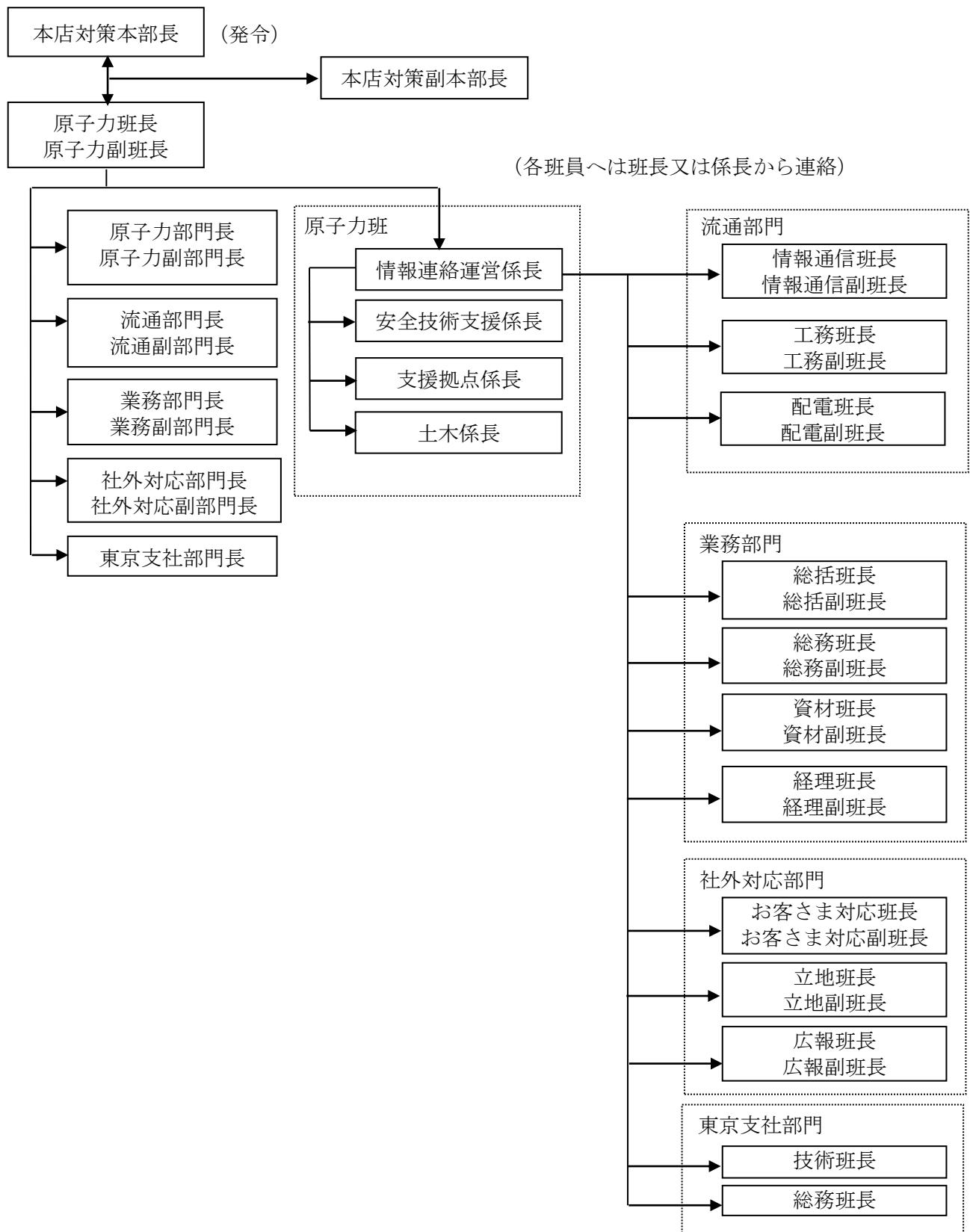
※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路

別図 2－2－1 発電所原子力防災要員の非常招集連絡経路

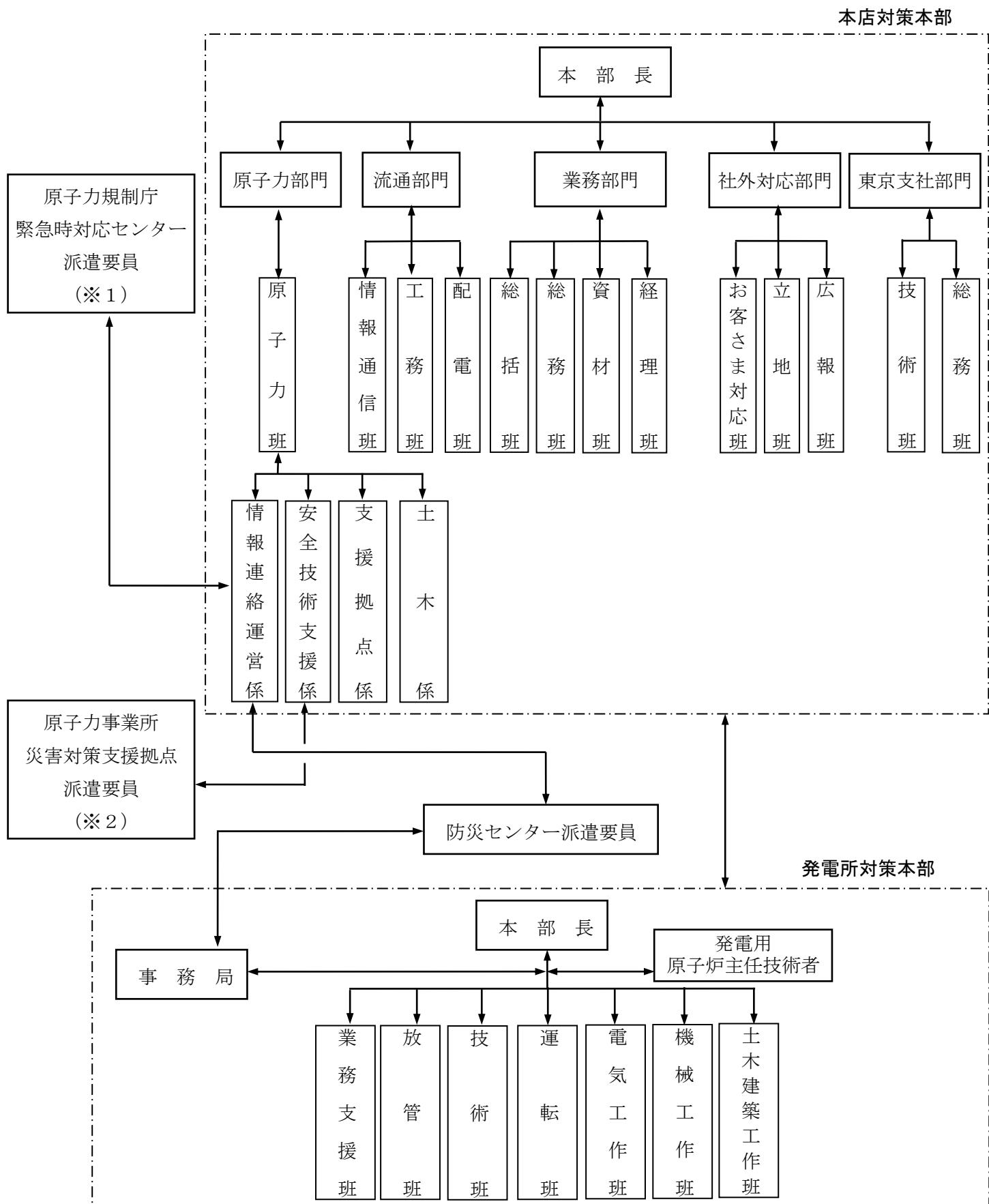


※「当番者」とは、副原子力防災管理者又は原子力防災要員のうち、夜間・休日に発電所内に待機する要員を指す。

別図 2－2－2 本店原子力災害対策要員の非常招集連絡経路



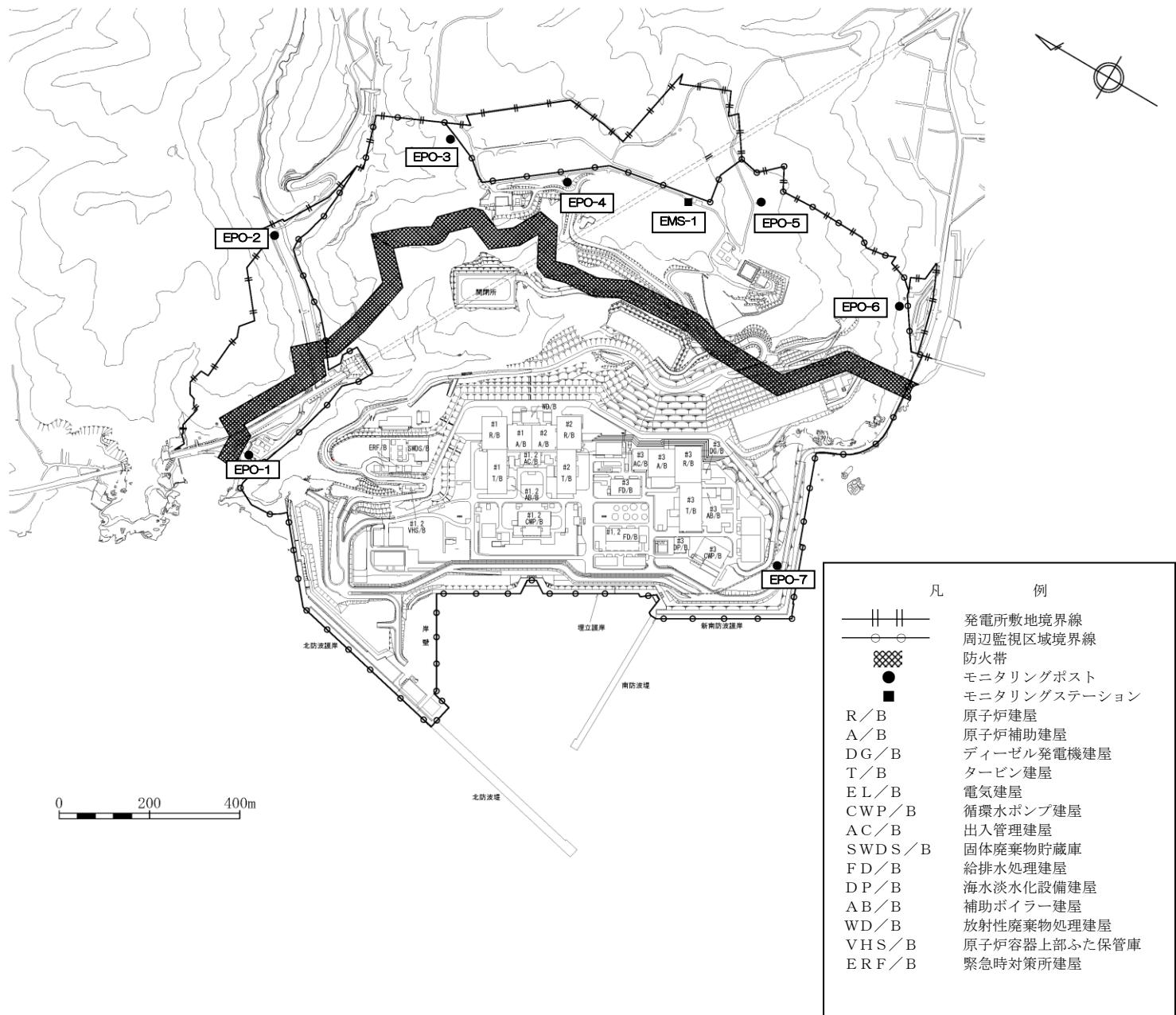
別図 2-2-3 原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路



※1：原子力防災要員等を派遣している場合。

※2：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合。

別図 2-3-1 発電所敷地境界付近の放射線測定設備



名 称	測定対象	測定器種類（測定レンジ）
モニタリングポスト1（EPO-1） ～ モニタリングポスト7（EPO-7）、 モニタリングステーション（EMS-1）	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)

※発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。

別図 2－3－2 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

※枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

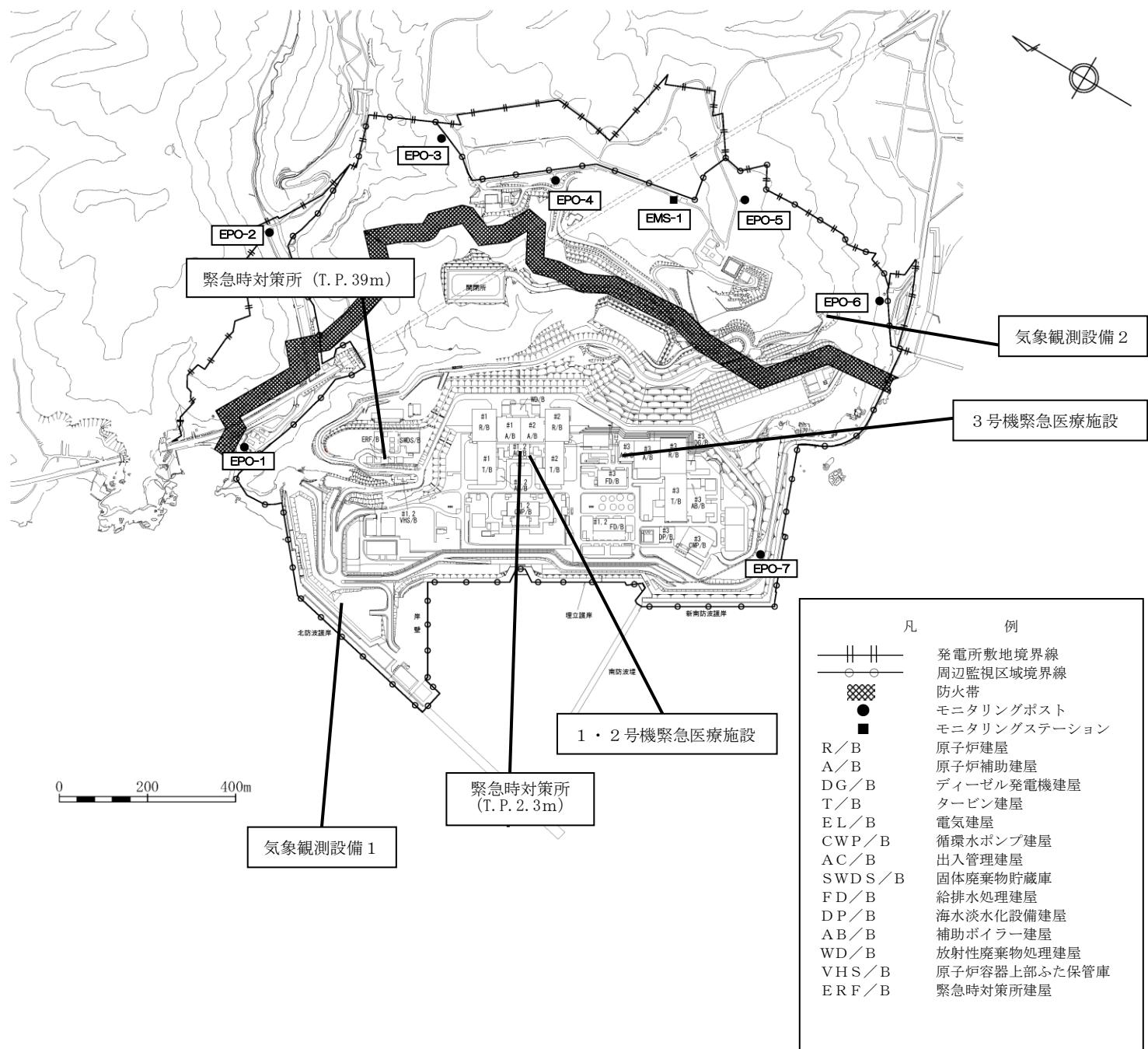
※1：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

※2：発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。

※3：屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。

※4：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク（1・2号機）、燃料取替用水ピット（3号機）及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。

別図 2-5-1 発電所敷地内の緊急時対策所及び緊急医療施設等

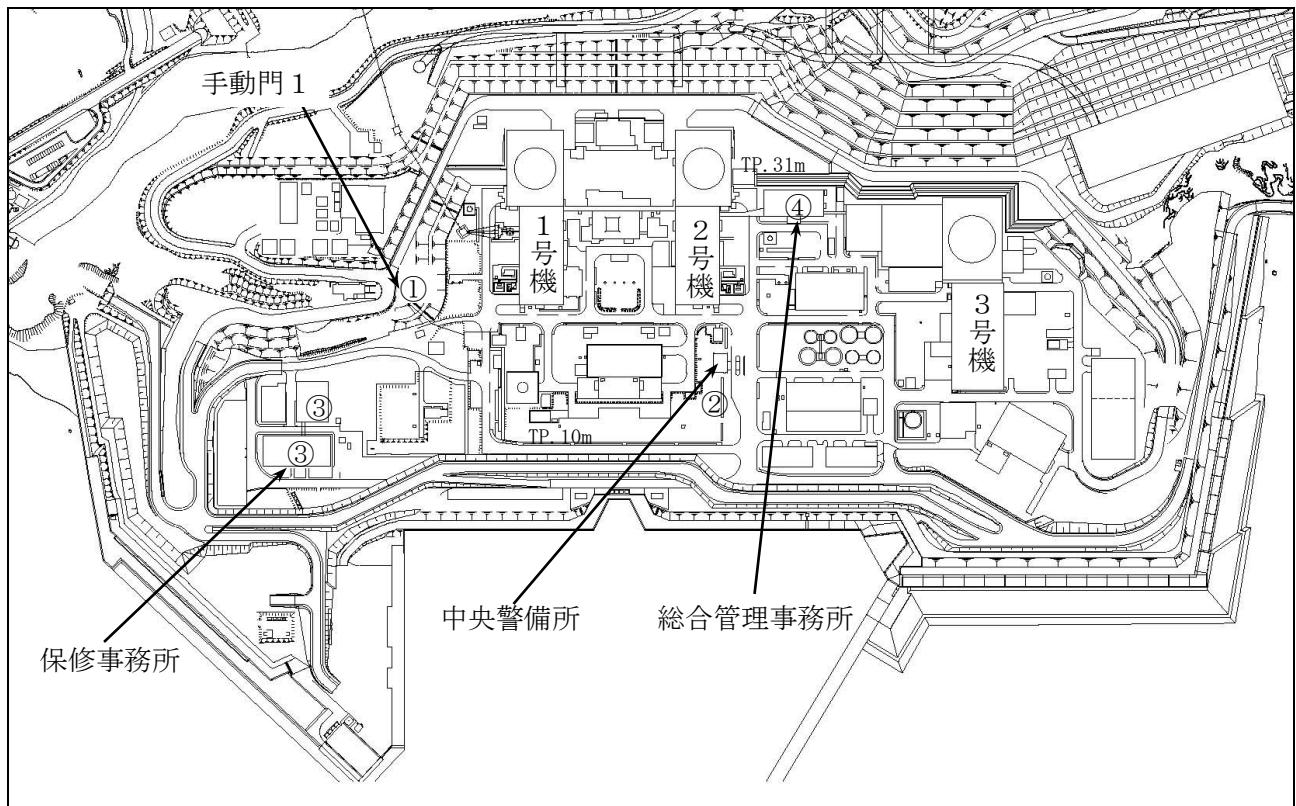


分類	名 称
気象観測設備 1	風向風速計 (標高約20m、地上高約10m)
気象観測設備 2	風向風速計 (標高約84m、地上高約10m)

※発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。

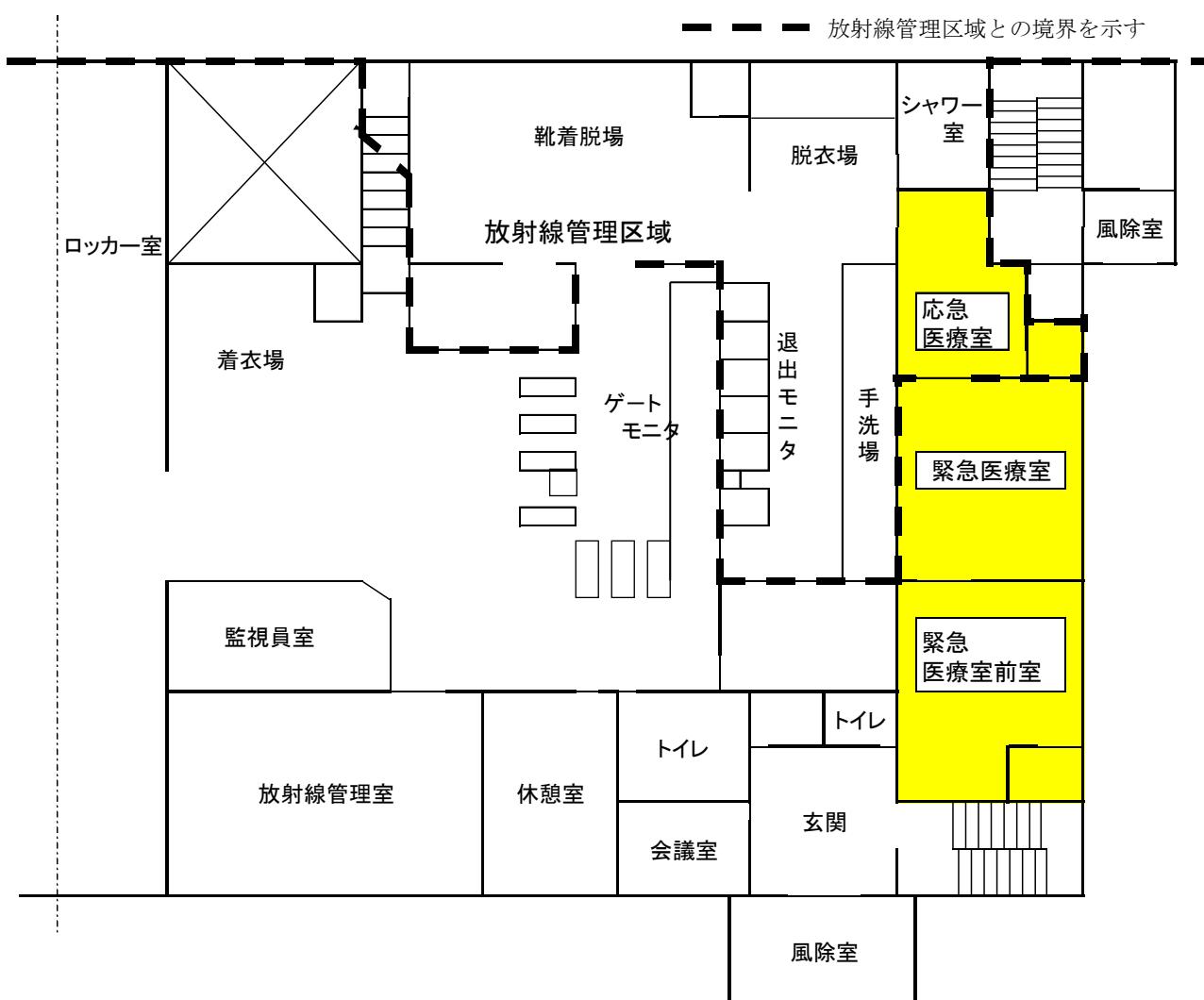
別図 2－5－2 集合・退避場所

対象者	集合・退避場所	図面番号
「手動門1」(T.P. 31m)へ退避した者	「手動門1」(T.P. 31m)	①
中央警備所周辺及びT.P. 10mへ退避した者	中央警備所横	②
保修事務所周辺及び山側から退避した者	保修事務所	③
3号機エリア及び総合管理事務所周辺から退避した者	総合管理事務所	④

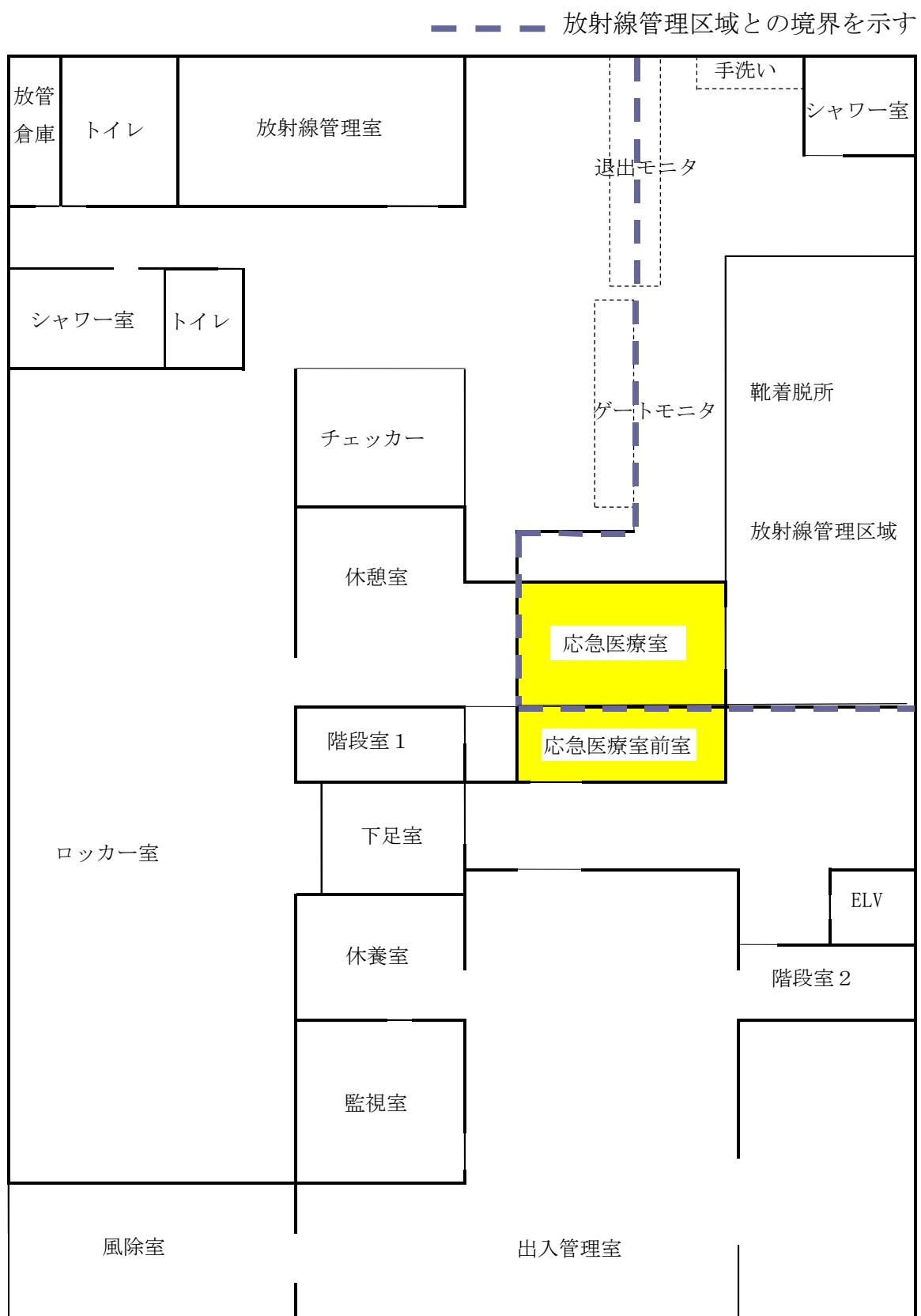


※発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。

別図 2-5-3 (1) 1・2号機緊急医療施設位置図
(1・2号機出入管理建屋 1階)



別図 2-5-3 (2) 3号機緊急医療施設位置図
(3号機出入管理建屋1階)



別 表

別表2－1－1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（1／2）

連 絡 基 準（警戒事態に該当する事象）	
<u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL 1 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
<u>原子炉冷却材の漏えい（AL 2 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
<u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL 2 4）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
<u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL 2 5）</u>	【適用号機なし】 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
<u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL 2 9）</u>	【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL 3 0）</u>	【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL 3 1）</u>	【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できること。
<u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL 4 2）</u>	【適用号機なし】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
<u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL 5 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
<u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL 5 2）</u>	【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
<u>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL 5 3）</u>	【適用号機なし】 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2－1－5に示すものをいう。

別表2－1－1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（2／2）

連 絡 基 準（警戒事態に該当する事象）	
<u>外的事象による影響（地震）</u> 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響（津波）</u> 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
<u>重要な故障等（オンサイト総括判断）</u> オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響（設計基準超過）</u> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	【適用号機なし】
<u>外的事象による影響（委員長判断）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【1、2、3号機適用】

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE61・62、XGE61・62のみ適用する。

原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可（同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。）後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。

以下、別表2－1－2、2－1－3においても同様。

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	
<u>敷地境界付近の放射線量の上昇（S E 0 1）</u>	【1、2、3号機適用】 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり $5\mu\text{Sv}$ を検出したとき。 <ul style="list-style-type: none">・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり$5\mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり$1\mu\text{Sv}$以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。
<u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（S E 0 2）</u>	【1、2、3号機適用】 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5\mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。
<u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（S E 0 3）</u>	【1、2、3号機適用】 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5\mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。
<u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（S E 0 4）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 <ul style="list-style-type: none">・管理区域外の場所において、1時間当たり$50\mu\text{Sv}$以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
<u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（S E 0 5）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 <ul style="list-style-type: none">・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり$5\mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき。
<u>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（S E 0 6）</u>	【1、2、3号機適用】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。
<u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（S E 2 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。
<u>蒸気発生器給水機能の喪失（S E 2 4）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	
<u>非常用交流高圧母線の30分間以上喪失（S E 2 5）</u>	【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
<u>直流電源の部分喪失（S E 2 7）</u>	【適用号機なし】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
<u>停止中の原子炉冷却機能の喪失（S E 2 9）</u>	【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（S E 3 0）</u>	【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（S E 3 1）</u>	【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。
<u>格納容器健全性喪失のおそれ（S E 4 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
<u>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（S E 4 2）</u>	【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
<u>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（S E 4 3）</u>	【適用号機なし】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

別表2－1－2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／3）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	
<u>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失（S E 5 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
<u>所内外通信連絡機能の全て喪失（S E 5 2）</u>	【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
<u>火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3）</u>	【適用号機なし】 火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2－1－5に示すものをいう。
<u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（S E 5 5）</u>	【1、2、3号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
<u>事業所外運搬での放射線量率の上昇（X S E 6 1）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 <ul style="list-style-type: none">事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。
<u>事業所外運搬での放射性物質漏えい（X S E 6 2）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 <ul style="list-style-type: none">事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。

別表2－1－3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（1／2）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）	
<u>敷地境界付近の放射線量の上昇（G E 0 1）</u>	【1、2、3号機適用】 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を検出するか又は一地点について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を10分間以上継続して検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
<u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（G E 0 2）</u>	【1、2、3号機適用】 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。
<u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（G E 0 3）</u>	【1、2、3号機適用】 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。
<u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（G E 0 4）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり 5 mSv 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
<u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（G E 0 5）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を検出したとき。
<u>施設内（原子炉外）での臨界事故（G E 0 6）</u>	【1、2、3号機適用】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。
<u>全ての原子炉停止操作の失敗（G E 1 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
<u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（G E 2 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。
<u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（G E 2 4）</u>	【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。

別表2－1－3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（2／2）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）	
<u>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（G E 2 5）</u>	【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
<u>全直流電源の5分間以上喪失（G E 2 7）</u>	【適用号機なし】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
<u>炉心損傷の検出（G E 2 8）</u>	【適用号機なし】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
<u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（G E 2 9）</u>	【適用号機なし】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（G E 3 0）</u>	【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（G E 3 1）</u>	【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
<u>格納容器圧力の異常上昇（G E 4 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
<u>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（G E 4 2）</u>	【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
<u>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（G E 5 1）</u>	【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
<u>住民の避難を開始する必要がある事象発生（G E 5 5）</u>	【1、2、3号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
<u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（X G E 6 1）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。
<u>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（X G E 6 2）</u>	【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A ₂ 値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (1 / 27)

EAL No. ^{※1}	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 1	<p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり$1 \mu\text{Sv}$以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。 	

※1 EAL No. 記載例

例 :

A	L
---	---

[1]

[1]

 \uparrow \uparrow \uparrow
 事象区分 事象分類 連番

事象区分		
A L	警戒事態に該当する事象	
S E	施設敷地緊急事態に該当する事象	
G E	全面緊急事態に該当する事象	
X A L	事業所外運搬 (EAL対象外)	
X S E		
X G E		

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬 (EAL対象外)

E A L N o . はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するE A L N o . は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、E A L 0 1～0 6、3 1、5 5、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、X S E 6 1・6 2、X G E 6 1・6 2のみ適用する。

(第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、E A L 3 1を除く全てについて適用となる。)

泊発電所における解釈

< S E 0 1 : 敷地境界付近の放射線量の上昇 >

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。^{*1}
- ② 1地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子線サーバイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。^{*1}

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。
 - ・ 主排気筒ガスマニタ（1、2号機）
 - ・ 排気筒ガスマニタ（3号機）
 - ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（1、2、3号機）^{*2}
 - ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（1、2、3号機）

※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取り出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取り出し済み」と報告する。

「泊発電所における解釈」に記載する運転モード

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループパンク全挿入 ^{*3} による原子炉停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループパンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177°C 以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93°C 超 177°C 未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93°C 以下	全ボルト締付
6 ^{*4}		1本以上が緩められている

※3：挿入不能な制御棒を除く。

※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注：各E A L事象を判断するために使用する計器指示が（解説）に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、E A L事象とはならない。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (2/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
G E 0 1	<p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を検出するか又は一地点について1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$を10分間以上継続して検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 	

泊発電所における解釈

<GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇>

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1地点において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を10分間以上継続して検出したとき。^{*1}
- ② 2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出したとき。^{*1}
- ③ 1地点以上において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が10分間以上継続して $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となったとき。^{*1}

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy}/\text{h} = 1 \text{Sv}/\text{h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。
 - ・ 主排気筒ガスモニタ（1、2号機）
 - ・ 排気筒ガスモニタ（3号機）
 - ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（1、2、3号機）^{*2}
 - ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（1、2、3号機）

※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取り出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取り出し済み」と報告する。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈（3／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 2		
G E 0 2	排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。	

泊発電所における解釈

<SE02/GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出>

【1、2、3号機適用】

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値 (cpm) に換算した値を10分間以上継続して検出したとき。

- ① 1号機主排気筒ガスモニタ (モニタ指示値： $1.4 \times 10^5 \text{ cpm}$ 以上)
- ② 2号機主排気筒ガスモニタ (モニタ指示値： $1.4 \times 10^5 \text{ cpm}$ 以上)
- ③ 3号機排気筒ガスモニタ (モニタ指示値： $1.4 \times 10^5 \text{ cpm}$ 以上)

(注) 「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (4/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 3		
G E 0 3	放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当）以上の放射性物質を10分間以上継続して検出したとき。	

泊発電所における解釈

<SE03/GE03：通常放出経路での液体放射性物質の放出>

【1、2、3号機適用】

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値 (cpm) を10分間以上継続して検出したとき。

- ① 廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : $4.1 \times 10^5 \text{ cpm}$ 以上
- ② 3号機廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : $3.2 \times 10^5 \text{ cpm}$ 以上

(注) 「GE03」と「SE03」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE03、SE03」として実施する。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (5/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 4	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1時間当たり $50 \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。 	
G E 0 4	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1時間当たり 5 mSv 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。 	

泊発電所における解釈

< S E 0 4 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 >

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

(注) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「S E 0 4」を適用する。

< G E 0 4 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 >

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $5 \text{ mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

(注) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「G E 0 4」を適用する。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈（6／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 5	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり$5 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき。 	
G E 0 5	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり$500 \mu\text{Sv}$に相当）以上の放射性物質を検出したとき。 	

泊発電所における解釈

< S E 0 5 : 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 >

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $5 \mu \text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなこれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値

(注 1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「S E 0 2」、「S E 0 3」で通報する。

(注 2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「S E 0 5」を適用する。

< G E 0 5 : 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 >

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $500 \mu \text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 5000 を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなこれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 5000 を乗じて得た値

(注 1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「G E 0 2」、「G E 0 3」で通報する。

(注 2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「G E 0 5」を適用する。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (7 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	
G E 0 6	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	

泊発電所における解釈

< S E 0 6 : 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ >

【1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

< G E 0 6 : 施設内（原子炉外）での臨界事故 >

【1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と推定されるとき。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (8/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 1 1	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5（一次冷却材の温度が93°C以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする（以下この表において同じ。）。</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>
G E 1 1	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	<p>左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>

泊発電所における解釈

< A L 1 1 : 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ >

【適用号機なし】

運転モード 1 及び 2において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉保護系の 1 チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、かつ、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、その他のチャンネルが動作すべき状態になっているかどうかを判断できない状態が、1 時間以上継続したとき。
- (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の 5 %未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。
 - ① 自動原子炉トリップ
 - ② 手動原子炉トリップ
 - ③ MG セット電源断（中央制御室からの母線遮断器開放）
 - ④ 制御棒の手動（自動）挿入

< G E 1 1 : 全ての原子炉停止操作の失敗 >

【適用号機なし】

運転モード 1 及び 2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下の全ての原子炉停止操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の 5 %未満かつ中間領域中性子束起動率が零若しくは負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

- ① MG セット電源断（現場での遮断器開放）
- ② 現場での原子炉トリップ遮断器開放
- ③ A T W S 緩和設備及びほう酸注入

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈 (9/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 1	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できること、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	<p>非常用炉心冷却装置（以下この表において「D B 設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するE A Lに至る可能性があるため、D B 設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p>
S E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。	<p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、D B 設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「S A 設備」という。））であって、D B 設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、D B 設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（D B 設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p>
G E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。	<p>当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること」とは、D B 設備若しくはS A 設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のD B 設備及びS A 設備による注水のために必要な運転操作ができること等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のD B 設備及びS A 設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

泊発電所における解釈

< A L 2 1 : 原子炉冷却材の漏えい >

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、4時間以内に $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復できないと判断した場合において、12時間以内にモード3又は56時間以内にモード5にできないとき。
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。

< S E 2 1 : 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 > 【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプが起動しないとき。
 - ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
 - ③ 全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。
 - ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ただし④において、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。

< G E 2 1 : 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 > 【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付隨する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
ただし低圧注入系については、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。
- ③ 炉心出口温度 350°C 以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 1次冷却系統への注水が確認できない場合において、全ての蒸気発生器広域水位が10%未満となったとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（10/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
S E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	<p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するS A設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう(以下この表において同じ。)。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>
G E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。	<p>一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のD B設備及びS A設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

泊発電所における解釈

< A L 2 4 : 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ >

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

1、2号機 : $60 \text{ m}^3/\text{h}$
3号機 : $80 \text{ m}^3/\text{h}$

< S E 2 4 : 蒸気発生器給水機能の喪失 >

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%（水位計下端）以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

1、2号機 : $60 \text{ m}^3/\text{h}$
3号機 : $80 \text{ m}^3/\text{h}$

< G E 2 4 : 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 >

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ③ 炉心出口温度 350°C 以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 原子炉圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（11／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 5	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>
S E 2 5	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	<p>左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>
G E 2 5	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>

泊発電所における解釈

< A L 2 5 : 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ >

【適用号機なし】

交流動力電源が以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 使用可能な所内非常用高圧母線が 1 系統となった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（3 号機は除く。）、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか 1 つになり、その状態が 15 分間以上継続したとき。
- ② 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3 号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。
- ③ 電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの供給が喪失した状態が 3 時間以上継続したとき。

< S E 2 5 : 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 >

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3 号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が 30 分間以上継続したとき。

< G E 2 5 : 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 >

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3 号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が 1 時間以上継続したとき。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（12／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 2 7	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	<p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなつた場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>
G E 2 7	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	<p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>

泊発電所における解釈

< S E 2 7 : 直流電源の部分喪失 >

【適用号機なし】

使用可能な非常用直流母線が 1 つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器（3 号機については予備充電器含む。）又は可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備がいずれか 1 つとなり、その状態が 5 分間以上継続したとき。

ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が 1 つとなっている場合は除く。

< G E 2 7 : 全直流電源の 5 分間以上喪失 >

【適用号機なし】

全ての蓄電池、充電器（3 号機については予備充電器含む。）及び可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができず、全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が 5 分間以上継続したとき。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（13／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
G E 2 8	<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>

泊発電所における解釈

<GE 28：炉心損傷の検出>

【適用号機なし】

全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上及び炉心出口温度が 350°C 以上となったとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（14/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
S E 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 9	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。	原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

< A L 2 9 : 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 >

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が15分間以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、1系統の余熱除去機能が喪失したとき。

「ミッドループ運転」とは、1次冷却系統水位が原子炉容器ノズル上端以下の場合のプラント状態を指す。

1、2号機 : T. P. 21. 62 m以下

3号機 : T. P. 22. 93 m以下

以下、同じ。

< S E 2 9 : 停止中の原子炉冷却機能の喪失 >

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が30分間以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。

< G E 2 9 : 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 >

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）から炉心へ注入する手段の全てが喪失したとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（15/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
SE30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できること、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>
GE30	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位が回復できず、照射済燃料集合の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>

泊発電所における解釈

< A L 3 0 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ >

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。

1、2号機：NWL - 135 cm以下 (T. P. 29. 51 m)

3号機 : NWL - 135 cm以下 (T. P. 31. 31 m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復の手段は、可搬設備等による全ての補給を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

< S E 3 0 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 >

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

① 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方 4 m の水位まで低下したとき。

1、2号機 : NWL - 346 cm以下 (T. P. 27. 40 m)

3号機 : NWL - 343 cm以下 (T. P. 29. 23 m)

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が 3 時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

< G E 3 0 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 >

【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方 2 m の水位に低下したとき。

1、2号機 : NWL - 546 cm (T. P. 25. 40 m)

3号機 : NWL - 543 cm (T. P. 27. 23 m)

② 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によつても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表 2-1-4 E A L 事象の判断基準解釈（16／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できること、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>
S E 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
G E 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

泊発電所における解釈

< A L 3 1 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ >

【1、2、3号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

① 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。

1、2号機 : NWL - 346cm以下 (T. P. 27. 40m)

3号機 : NWL - 343cm以下 (T. P. 29. 23m)

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

< S E 3 1 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 >

【1、2、3号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。

1、2号機 : NWL - 546cm (T. P. 25. 40m)

3号機 : NWL - 543cm (T. P. 27. 23m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

< G E 3 1 : 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 >

【1、2、3号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。

1、2号機 : NWL - 746cm (T. P. 23. 40m)

3号機 : NWL - 743cm (T. P. 25. 23m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（17/27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<p>左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>
G E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

<SE 4.1：格納容器健全性喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値※を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続したとき。

※ 設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】格納容器圧力：0.115 MPa

【3号機】 格納容器圧力：0.127 MPa

<GE 4.1：格納容器圧力の異常上昇>

【適用号機なし】

運転モードが、1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力※¹又は最高使用温度※²に達したとき。

※1、※2 最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。

【1、2号機】

最高使用格納容器圧力：0.255 MPa

最高使用格納容器温度：128°C（最高使用圧力時の飽和温度）

【3号機】

最高使用格納容器圧力：0.283 MPa

最高使用格納容器温度：132°C（最高使用圧力時の飽和温度）

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（18／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 4 2	<p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>
S E 4 2	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失 <ul style="list-style-type: none"> +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ <ul style="list-style-type: none"> +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ <ul style="list-style-type: none"> +格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ <ul style="list-style-type: none"> +格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

泊発電所における解釈

<AL 4 2 : 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。

③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがあるとき。 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350°C以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600°C以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。） が発生し、抽出隔離 ^{※1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。） が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{※2} 以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位 : 19%

【3号機】 加圧器水位 : 17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器圧力異常低 : 11.87 MPa [gage]

加圧器圧力低 : 12.55 MPa [gage] + 加圧器水位低 : 5%

【3号機】 加圧器圧力異常低 : 11.48 MPa [gage]

加圧器圧力低 : 12.17 MPa [gage] + 加圧器水位低 : 5%

<SE 4 2 : 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。^{※1}

- ・ ①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・ ②燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・ ①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・ ③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350°C以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600°C以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。） が発生し、抽出隔離 ^{※2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。

※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失するおそれ」の条件は既に成立している。

※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位 : 19%

【3号機】 加圧器水位 : 17%

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（19／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
G E 4 2	<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失 + 原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

泊発電所における解釈

< G E 4 2 : 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ >

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ・①燃料被覆管障壁が喪失 + ②原子炉冷却系障壁が喪失 + ③格納容器障壁が喪失するおそれ

①燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600°C以上
②原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{*1} 以下
③格納容器障壁が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値 ^{*2} を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇

※1 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】

加圧器圧力異常低 : 11.87 MPa [gage]

加圧器圧力低 : 12.55 MPa [gage] + 加圧器水位低 : 5%

【3号機】

加圧器圧力異常低 : 11.48 MPa [gage]

加圧器圧力低 : 12.17 MPa [gage] + 加圧器水位低 : 5%

※2 格納容器スプレイ作動の設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】格納容器圧力 : 0.115 MPa [gage]

【3号機】 格納容器圧力 : 0.127 MPa [gage]

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（20／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
S E 4 3	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

< S E 4 3 : 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 >

【適用号機なし】

モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタで 1×10^5 mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

別表2－1－4 EAL事象の判断基準解釈（21／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
S E 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

< A L 5 1 : 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ >

【適用号機なし】

放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室での操作が容易にできなくなったとき（まだ、操作を実施することは可能な状態。）。

< S E 5 1 : 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 >

【適用号機なし】

以下のいずれかとなった場合。

(1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。

① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。

(2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。

① 中央制御室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。

② 中央制御盤における関連表示等が一部消失※したとき。

※ 関連表示等が一部消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の「表示灯及び警報の消灯」若しくは「指示計及び記録計が使用不能」となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態若しくは警報の監視が不能となったとき。

< G E 5 1 : 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 >

【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

(1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。

① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室から退避が必要になったとき。

(2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。

① 中央制御室から退避が必要になったとき。

② 中央制御盤における関連表示等が全て消失※したとき。

※ 関連表示等が全て消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

全ての操作盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態かつ警報の監視が不能となったとき。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（22／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 5 2	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
S E 5 2	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

泊発電所における解釈

< A L 5 2 : 所内外通信連絡機能の一部喪失 >

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備のうち、どれか1つの手段のみとなったとき。

< S E 5 2 : 所内外通信連絡機能の全て喪失 >

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備の全ての通信手段が使用不能となったとき。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（23／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
A L 5 3	<p>重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2－1－5に示すものをいう。</p>	<p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>
S E 5 3	<p>火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2－1－5に示すものをいう。</p>	<p>左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>

泊発電所における解釈

<AL 5 3：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ>

【適用号機なし】

重要区域において、火災^{※1}又は溢水^{※2}により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。

なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

<SE 5 3：火災・溢水による安全機能の一部喪失>

【適用号機なし】

火災^{※1}又は溢水^{※2}により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなったとき。

なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。

※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

別表2－1－4 EAL事象の判断基準解釈（24／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
－ (警戒)	泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
－ (警戒)	泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
－ (警戒)	オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	
－ (警戒)	泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	

泊発電所における解釈

< (警戒) : 外的事象による影響 (地震) > 泊村※において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
※ 泊村の震度が発表されない場合、運用上、近隣の岩内町の震度を用いる。	
< (警戒) : 外的事象による影響 (津波) > 泊村沿岸を含む津波予報区※において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
※ 泊村沿岸を含む津波予報区とは、泊発電所前面海域を含む北海道日本海沿岸南部を指す。	
< (警戒) : 重要な故障等 (オンサイト総括判断) > オンサイト総括（具体的な職位は「原子力規制庁 初動対応マニュアル」による。）が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。	【1、2、3号機適用】
< (警戒) : 外的事象による影響 (設計基準超過) > 泊発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	【適用号機なし】
<参考> 竜巻：泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合 火山の影響：降灰が継続し、設計降灰量（40cm）を超えるおそれのある場合 積雪：設計積雪荷重を超えた場合（原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上） 外部火災：森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合又は飛行機等が発電所敷地内に墜落し、火災が発生した場合 生物学的事象：大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が1系統以上喪失した場合（運転モード外を除く。）	

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（25／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
— (警戒)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
S E 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

<（警戒）：外的事象による影響（委員長判断）>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。

<SE55：防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまる予想され、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施（施設敷地緊急事態要避難者の避難）を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

<GE55：住民の避難を開始する必要がある事象発生>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶ予想され、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（26／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
XSE61	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で$100\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</p>	
XGE61	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で$10\text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)</p>	

泊発電所における解釈

< X S E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の上昇 >

【 1 、 2 、 3 号機適用】

放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。

< X G E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 >

【 1 、 2 、 3 号機適用】

放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。

別表2－1－4 E A L事象の判断基準解釈（27／27）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
XSE62	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 <p>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>	
XGE62	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき。 <p>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）</p>	

泊発電所における解釈

< X S E 6 2 : 事業所外運搬での放射性物質漏えい >

【 1、2、3 号機適用】

輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性があると判断した場合に通報が行われる。

< X G E 6 2 : 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい >

【 1、2、3 号機適用】

A₂値の放射性物質の漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況からB型輸送物から有為な漏えいが認められた場合、A₂値相当の漏えいがあったとみなして運用される。

別表 2－1－5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（1／2）

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁／安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○

別表2－1－5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（2／2）

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	○	—
予備充電器盤	常用系インバータ室	—	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンタ室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	—
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	○	○
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所（屋外保管エリア）	○	○
主盤	中央制御室	○	—
原子炉補助盤	中央制御室	○	—
運転コンソール	中央制御室	—	○
指令コンソール	中央制御室	—	○
保守コンソール	中央制御室	—	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

別表2－1－6 原子力防災要員の職務と人員

	原子力防災要員の職務	人員
1	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事務局 4名 業務支援班 3名 本部付き 2名
2	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	事務局 2名 業務支援班 1名 運転班 2名 社長から指名された者 1名
3	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	業務支援班 3名
4	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	放管班 8名※ ¹ 発電用原子炉主任技術者 3名 本部付き 4名 技術班 3名
5	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	運転班 28名 放管班 4名 事務局 10名 土木建築工作班 2名
6	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	電気工作班 14名 機械工作班 14名 土木建築工作班 5名
7	放射性物質による汚染の除去	放管班 5名※ ¹
8	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	業務支援班 4名
9	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	業務支援班 7名
10	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	業務支援班 4名
		合計(兼務者含む。)133名

※1 放管班長は両職務を兼務。

別表2－1－7 派遣要員の職務と人員（防災センター内）

	派遣要員の職務	人員
合 同 対 策 協 議 会 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡 ・緊急事態対応方針の確認 ・緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ・放射線モニタリング状況及び予測の報告 ・プラント状況及び予測の報告 ・広報内容の確認（主要なもの） ・住民広報内容の確認（主要なもの） ・関係地方公共団体及び関係機関からの要望の取りまとめ ・その他、原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告 	1名
広 報 班	<p>報道機関等対応、住民等への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等への対応 ・住民等への対応 	1名
プ ラ ン ト チ 一 ム	<p>事故状況の把握、事故の推移予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント情報の収集 ・事故の推移予測 	2名
事業者ブース	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部との連絡調整 ・防災センターへの当社派遣要員の助勢 	2名
合 計		6名

別表2－1－8 原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者※1
1	所長代理
2	発電所次長（技術系担当）
3	発電所次長（保修担当）
4	発電所次長（安全対策推進担当）
5	原子力安全・品質保証室長
6	発電室長
7	防災・安全対策室長
8	技術系課長※2

※1：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。また、副原子力防災管理者は8名以上とする。

※2：技術系課長には原子力教育センター長を含める。

別表 2－3－1 発電所敷地境界付近の放射線測定設備

名 称	測定対象	測定器種類 (測定レンジ)	点検内容	点検頻度
モニタリングポスト1	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト2	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト3	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト4	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト5	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト6	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリングポスト7	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年
モニタリング ステーション	空間線量率	N a I (0.87nGy/h～10 ⁴ nGy/h)、 電離箱 (10 ³ nGy/h～10 ⁸ nGy/h)	機能確認	1回／年

別表2-3-2 原子力防災資機材(1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	防護衣(タイベック、オーバーシューズ、靴下、白綿手袋、ゴム手袋2重)	1,055組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車
	呼吸用ポンベ(交換用の物を含む。)その他の機器と一緒に使って使用する防護マスク	セルフエアセット	44個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 1・2号機出入管理建屋 T.P. 51m倉庫・車庫
	フィルター付防護マスク	チャコール付マスク	1,105個	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	9回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	ファクシミリ装置	専用ファクシミリ	7台	機能確認	1回/年	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	移動無線機(無線10台、電話3台)	13台	機能確認	1回/年	
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1号機 2台 2号機 2台 3号機 2台	機能確認	1回/cy	管理区域
		試料放射能分析装置(排水モニタ)	1、2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/年 (1回/cy)	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 モニタリングカーに搭載
		電離箱サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋 モニタリングカーに搭載
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	管理区域
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス素子	100個	外観点検	1回/年	1・2号機出入管理建屋
	表面の放射性物質密度を測定することができる可搬式測定器	GM管式汚染サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋
	可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラー	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
		ダスト測定装置	1台	機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	移動式よう素サンプラー	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
		よう素測定装置(ダスト測定装置と共に用)	1台	機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	200台	外観点検	1回/年	緊急時対策所

別表2-3-2 原子力防災資機材(2/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数 量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
計測器等	その他 エリアモニタリング設備	格納容器高レンジエリアモニタ	1号機 4台 2号機 4台 3号機 4台	機能確認	1回/cy	管理区域	
		使用済燃料ピットエリアモニタ	1号機 1台 2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/cy		
		使用済燃料ピットエリア可搬型エリアモニタ	1号機 1台 2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/年		
	モニタリングカー	モニタリングカー(ディーゼル車)	1台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	T.P.51m倉庫・車庫	
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ化カリウム丸	26,000錠	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機中央制御室 3号機中央制御室 総合管理事務所 社員寮	
	担架	担架	56台	外観点検	1回/年	発電所敷地内	
	除染用具	除染キット	2式	外観点検	1回/年	緊急時対策所	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	車両	1台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	1・2号機側駐車場	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	機能確認	消防法に基づく点検頻度	発電所敷地内	
		化学消防自動車	1台	機能確認	車両：道路運送車両法に基づく点検頻度 艤装部：1回/年	T.P.51m倉庫・車庫	
		水槽付消防ポンプ自動車	1台	機能確認	車両：道路運送車両法に基づく点検頻度 艤装部：1回/年		

※1：1回/cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎、または特別な保全計画としての点検毎に行うことをいう。

なお、モニタリングカーに搭載しているダスト測定装置及びよう素測定装置は、1号機定期事業者検査で実施する。

※2：機能確認には、外観点検を含む。

※3：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

別表 2－3－3 原子力防災資機材以外の主な資機材

分類	名 称	数 量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 機器(地上 系/衛星系)	T V会議システム	2 台	機能確認	1回／年	緊急時対策所
	電話	12 台	機能確認	1回／年	
	ファクシミリ	6 台	機能確認	1回／年	
	S P D S ^{※1}	1 式	機能確認	1回／c y	
非常用 通信機器	衛星電話	7 台	機能確認	1回／年	緊急時対策所 1・2号機中央制御室 3号機中央制御室 総合管理事務所
	ファクシミリ(衛星F A X 用)	1 台	機能確認	1回／年	緊急時対策所
	衛星携帯電話	16 台	機能確認	1回／年	発電所敷地内
計測機器	可搬型ポスト	12 台	機能確認	1回／年	緊急時対策所
	ホールボディカウンタ	2 台	機能確認	1回／年	1・2号機出入管理建 屋
その他	バルーンライト	2 台	外観点検	1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫
	投光器	25 台	外観点検	1回／年	緊急時対策所 総合管理事務所
	屋外用テント	1 式	外観点検	1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫
	小型発電機	5 台	機能確認	1回／年	
	高線量対応防護服	20 着	外観点検	1回／年	緊急時対策所

※1 : S P D Sデータ伝送項目は、別表2－5－4のとおり。

※2 : 1回／c y (サイクル)とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎、または特別な保全計画と
しての点検毎を行うことをいう。

※3 : 機能確認には、外観点検を含む。

※4 : 設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

別表2－3－4 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材

名 称	数 量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
代替非常用発電機 1380kW (1725kVA)	6台	機能確認	1回／月	T.P. 31m屋外エリア
可搬型代替電源車 1760kW (2200kVA)	8台	機能確認	1回／年	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア T.P. 130m屋外エリア
タンクローリー (4 kℓ)	4台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア
可搬型大容量海水送水ポンプ車	3台	機能確認	車両：道路運送車両法に基づく点検頻度 艤装部：1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア
可搬型大型送水ポンプ車	13台			T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア
可搬型中型送水ポンプ車	1台			T.P. 46m車庫
大規模火災用消防自動車	1台			T.P. 51m倉庫・車庫
放水砲	3台	機能確認	1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型送水ポンプ車用)	8台	機能確認	車両：道路運送車両法に基づく点検頻度 艤装部：1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア
ホース延長・回収車(可搬型大容量海水送水ポンプ車用)	2台	機能確認	車両：道路運送車両法に基づく点検頻度 艤装部：1回／年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 31m屋外エリア
屋外給水タンク※3	1式	外観点検	1回／年	T.P. 31m屋外エリア
燃料取替用水タンク(1・2号機)※4	1式	外観点検	1回／年	1・2号機燃料取替用水タンク建屋
燃料取替用水ピット(3号機)※4	1式	外観点検	1回／年	3号機原子炉建屋
ろ過水タンク※4	1式	外観点検	1回／年	T.P. 10m屋外エリア
バックホウ	2台	機能確認	1回／年	T.P. 31m屋外エリア
ホイールローダー	2台			T.P. 31m屋外エリア

※1：機能確認には、外観点検を含む。

※2：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

※3：屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。

※4：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク(1・2号機)、燃料取替用水ピット(3号機)及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。

別表2-3-5 本店対策本部の主な原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器(地上伝送系/衛星伝送系)	TV会議システム	2台	機能確認	1回／年	本 店
	電話	11台	機能確認	1回／年	
	ファクシミリ	4台	機能確認	1回／年	
	SPDS ^{※1}	1式	機能確認	1回／年	
非常用通信機器	衛星電話(FAX機能付)	5台	機能確認	1回／年	
	衛星携帯電話	11台	機能確認	1回／年	

※1：SPDSデータ伝送項目は、別表2-5-4のとおり。

※2：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

別表2-3-6 原子力事業所災害対支援拠点の主な原子力防災関連資機材

分類	名 称	数 量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所
出入管理	放射線管理用作業者証発行機	1台	外観点検	1回／年	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)
計測器類	GM管式汚染サーベイメータ	20台	機能確認	1回／年	
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1台	機能確認	1回／年	
	電離箱サーベイメータ	1台	機能確認	1回／年	
	個人線量計(PD)	420台	機能確認	1回／年	
	ゲート型モニタ	3台	機能確認	1回／年	
放射線障害防護用器具	保護衣類(タイベック)	3,000組	外観点検	1回／年	本 店
	保護具類(全面マスク)	880個	外観点検	1回／年	
非常用通信機器	衛星携帯電話	2台	機能確認	1回／年	
	衛星電話(FAX機能付)	2台	機能確認	1回／年	
	トランシーバー	4台	機能確認	1回／年	
その他	ヨウ化カリウム丸	4,800錠	外観点検	1回／年	美しが丘保管庫(C) (旧管理棟)
	除染用機材(シャワー設備等)	1式	外観点検	1回／年	
	屋外テント	3式	外観点検	1回／年	

※1：機能確認には、外観点検を含む。

※2：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。

別表2－4－1 防災センターに備え付ける資料（原災法第12条第4項関係）

資料名
1. 泊発電所原子力事業者防災業務計画
2. 泊発電所原子炉設置許可申請書
3. 泊発電所原子炉施設保安規定
4. 発電所プラント配置図

別表2－4－2 発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

資料名
1. 泊発電所サイト周辺地図 <ul style="list-style-type: none"> (1) サイト周辺地図 (1/25,000) ※ (2) サイト周辺地図 (1/50,000) ※
2. 泊発電所サイト周辺航空写真パネル※
3. 泊発電所気象観測データ <ul style="list-style-type: none"> (1) 統計処理データ※ (2) 毎時観測データ※
4. 泊発電所周辺環境モニタリング関連データ <ul style="list-style-type: none"> (1) 空間線量モニタリング配置図※ (2) 環境試料サンプリング位置図※ (3) 環境モニタリング測定データ※
5. 泊発電所周辺人口関連データ <ul style="list-style-type: none"> (1) 方位別人口分布図 (2) 集落の人口分布図 (3) 市町村人口表
6. 泊発電所主要系統模式図
7. 泊発電所原子炉設置許可申請書※
8. 泊発電所系統図及びプラント配置図 <ul style="list-style-type: none"> (1) 発電所系統図 (2) プラント配置図※
9. 泊発電所プラント関係プロセス及び放射線計測配置図
10. 泊発電所プラント主要設備概要
11. 泊発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表
12. 規定類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 泊発電所原子炉施設保安規定※ (2) 泊発電所原子力事業者防災業務計画※

※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2－5－1 発電所の原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所 (T.P. 39m)

項目	仕様
設置場所	緊急時対策所建屋 (T.P. 39m)
耐震性	建築基準法の1.5倍及び基準地震動S sによる機能維持を満足
床面積	約346 m ² (待機スペース、チェンジングエリア含む。)
放射線防護対策	ヨウ素除去機能を備えた非常用循環フィルタユニット等の換気空調設備※ ¹ 外壁コンクリート
非常用電源	緊急時対策所 (T.P. 39m) 用発電機
燃料	軽油 (タンクローリー、ヘリコプター、船舶等にて補給)

※1：換気空調設備は工事中につき使用前事業者検査終了後に運用開始予定。

2. 緊急時対策所 (T.P. 2.3m) ※²

項目	仕様
設置場所	1・2号機出入管理建屋地下2階 (T.P. 2.3m)
耐震性	建築基準法の1.5倍の耐力 機材は転倒防止措置
床面積	約130 m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去機能を備えた非常用循環フィルタユニット等の換気空調設備 外壁コンクリート・地下構造
非常用電源	1号機非常用母線、小型発電機
燃料	軽油 (タンクローリー、ヘリコプター、船舶等にて補給)

※2：緊急時対策所 (T.P. 39m) が使用できない場合の代替場所。

別表 2－5－2 気象観測設備

分類	名 称	数 量	点検内容	点検頻度	設置場所
気象観測設備	風向風速計（標高約20m、地上高約10m）	1台	機能確認	1回／年	約T.P. 10m
	風向風速計（標高約84m、地上高約10m）	1台	機能確認	1回／年	約T.P. 74m

別表 2－5－3 本店の原子力災害対策活動で使用する施設

1. 即応センター

項 目	仕 様
設置場所	本店(本館) 7階 (T.P. 約43m)
耐震性	一般建築物相当の耐震性
床面積	約 3 0 0 m ²
非常用電源	非常用ディーゼル発電機 (500kVA×2台)
燃料	備蓄燃料：3日間分以上
その他	食料・飲料水は3日分を本店社屋又はその近傍に保管 消耗品(燃料、食料、飲料水等)不足時は最寄りの小売店より調達

別表 2-5-4 (1) S P D S データ伝送項目

泊 1 号機

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	主排気筒ガスモニタ	c p m	40	A非常用高压母線電圧	k V
2	主排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	c p m	41	B非常用高压母線電圧	k V
3	主排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	c p m	42	A-ディーゼル発電機受電しゃ断器 (D I : 入/切)	入/切
4	非常用排気筒ガスモニタ	c p m	43	B-ディーゼル発電機受電しゃ断器 (D I : 入/切)	入/切
5	非常用排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	c p m	44	炉内T/C温度最高値	℃
6	非常用排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	c p m	45	炉内T/C温度平均値	℃
7	風向(排気筒高さ)	—	46	1次冷却材サブクール度	℃
8	風速(排気筒高さ)	m/s	47	C/V高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h
9	大気安定度	—	48	格納容器内温度	℃
10	モニタリングステーション	nGy/h	49	格納容器再循環サンプ水位(広域)	%
11	モニタリングポスト1	nGy/h	50	燃料取替用水タンク水位	%
12	モニタリングポスト2	nGy/h	51	充てんライン流量	m³/h
13	モニタリングポスト3	nGy/h	52	復水器排気ガスモニタ	c p m
14	モニタリングポスト4	nGy/h	53	蒸気発生器プローダウン水モニタ	c p m
15	モニタリングポスト5	nGy/h	54	A-蒸気発生器水位(広域)	%
16	モニタリングポスト6	nGy/h	55	B-蒸気発生器水位(広域)	%
17	モニタリングポスト7	nGy/h	56	A-補助給水ライン流量	m³/h
18	1次冷却材圧力	MPa	57	B-補助給水ライン流量	m³/h
19	Aループ1次冷却材高温側温度	℃	58	A-主給水ライン流量	t/h
20	Bループ1次冷却材高温側温度	℃	59	B-主給水ライン流量	t/h
21	A-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	60	A-主蒸気ライン圧力	MPa
22	B-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	61	B-主蒸気ライン圧力	MPa
23	余熱除去Aライン流量	m³/h	62	安全注入作動(D I : 発生/復帰)	発生/復帰
24	余熱除去Bライン流量	m³/h	63	原子炉水位	%
25	A高圧注入ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	64	出力領域平均中性子束(CH 1)	%
26	B高圧注入ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	65	出力領域平均中性子束(CH 2)	%
27	A余熱除去ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	66	出力領域平均中性子束(CH 3)	%
28	B余熱除去ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	67	出力領域平均中性子束(CH 4)	%
29	出力領域平均中性子束	%	68	中性子源領域中性子束(CH 1)	c p s
30	中間領域中性子束(CH 1)	A	69	中性子源領域中性子束(CH 2)	c p s
31	中間領域中性子束(CH 2)	A	70	格納容器内ガスモニタ	c p m
32	全制御棒全挿入(D I : 全挿入/引抜)	全挿入/引抜	71	放水口ポスト計数率	c p m
33	加圧器水位	%	72	A使用済燃料ピット水位(AM用)	m
34	格納容器圧力	MPa	73	B使用済燃料ピット水位(AM用)	m
35	C/V隔離A作動(T信号)(D I : 発生/復帰)	発生/復帰	74	A使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
36	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	75	B使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
37	B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	76	A使用済燃料ピット温度(AM用)	℃
38	A格納容器スプレイポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	77	B使用済燃料ピット温度(AM用)	℃
39	B格納容器スプレイポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	78	使用済燃料ピットエリアモニタ(R-5)	μSv/h
			79	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ※2	μSv/h

※1：伝送項目については必要に応じて見直すものとする。

※2：原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合後運用開始。

別表 2-5-4 (2) S P D S データ伝送項目

泊 2 号機

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	主排気筒ガスモニタ	c p m	40	A非常用高圧母線電圧	k V
2	主排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	c p m	41	B非常用高圧母線電圧	k V
3	主排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	c p m	42	A-ディーゼル発電機受電しゃ断器 (D I : 入/切)	入/切
4	非常用排気筒ガスモニタ	c p m	43	B-ディーゼル発電機受電しゃ断器 (D I : 入/切)	入/切
5	非常用排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	c p m	44	炉内T/C温度最高値	°C
6	非常用排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	c p m	45	炉内T/C温度平均値	°C
7	風向(排気筒高さ)	—	46	1次冷却材サブクール度	°C
8	風速(排気筒高さ)	m/s	47	C/V高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h
9	大気安定度	—	48	格納容器内温度	°C
10	モニタリングステーション	nGy/h	49	格納容器再循環サンプ水位(広域)	%
11	モニタリングポスト1	nGy/h	50	燃料取替用水タンク水位	%
12	モニタリングポスト2	nGy/h	51	充てんライン流量	m³/h
13	モニタリングポスト3	nGy/h	52	復水器排気ガスモニタ	c p m
14	モニタリングポスト4	nGy/h	53	蒸気発生器プローダウン水モニタ	c p m
15	モニタリングポスト5	nGy/h	54	A-蒸気発生器水位(広域)	%
16	モニタリングポスト6	nGy/h	55	B-蒸気発生器水位(広域)	%
17	モニタリングポスト7	nGy/h	56	A-補助給水ライン流量	m³/h
18	1次冷却材圧力	MPa	57	B-補助給水ライン流量	m³/h
19	Aループ1次冷却材高温側温度	°C	58	A-主給水ライン流量	t/h
20	Bループ1次冷却材高温側温度	°C	59	B-主給水ライン流量	t/h
21	A-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	60	A-主蒸気ライン圧力	MPa
22	B-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	61	B-主蒸気ライン圧力	MPa
23	余熱除去Aライン流量	m³/h	62	安全注入作動(D I : 発生/復帰)	発生/復帰
24	余熱除去Bライン流量	m³/h	63	原子炉水位	%
25	A高圧注入ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	64	出力領域平均中性子束(CH 1)	%
26	B高圧注入ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	65	出力領域平均中性子束(CH 2)	%
27	A余熱除去ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	66	出力領域平均中性子束(CH 3)	%
28	B余熱除去ポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	67	出力領域平均中性子束(CH 4)	%
29	出力領域平均中性子束	%	68	中性子源領域中性子束(CH 1)	c p s
30	中間領域中性子束(CH 1)	A	69	中性子源領域中性子束(CH 2)	c p s
31	中間領域中性子束(CH 2)	A	70	格納容器内ガスモニタ	c p m
32	全制御棒全挿入(D I : 全挿入/引抜)	全挿入/引抜	71	放水口ポスト計数率	c p m
33	加圧器水位	%	72	A使用済燃料ピット水位(AM用)	m
34	格納容器圧力	MPa	73	B使用済燃料ピット水位(AM用)	m
35	C/V隔離A作動(T信号)(D I : 発生/復帰)	発生/復帰	74	A使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
36	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	75	B使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
37	B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	76	A使用済燃料ピット温度(AM用)	°C
38	A格納容器スプレイポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	77	B使用済燃料ピット温度(AM用)	°C
39	B格納容器スプレイポンプ(D I : 運転/停止)	運転/停止	78	使用済燃料ピットエリアモニタ(R-5)	μSv/h
			79	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ※2	μSv/h

※1：伝送項目については必要に応じて見直すものとする。

※2：原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合後運用開始。

別表2-5-4(3) S P D S データ伝送項目

泊3号機

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
1	排気筒ガスモニタ	c p m	42	炉内T/C温度最高値	°C
2	排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	c p m	43	炉内T/C温度平均値	°C
3	排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	c p m	44	1次冷却材サブクール度	°C
4	風向(排気筒高さ)	—	45	C/V高レンジエリアモニタ(高レンジ)	mSv/h
5	風速(排気筒高さ)	m/s	46	格納容器内温度	°C
6	大気安定度	—	47	格納容器再循環サンプ水位(広域)	%
7	モニタリングステーション	nGy/h	48	燃料取替用水ピット水位	%
8	モニタリングポスト1	nGy/h	49	充てんライン流量	m³/h
9	モニタリングポスト2	nGy/h	50	復水器排気ガスモニタ	c p m
10	モニタリングポスト3	nGy/h	51	蒸気発生器プローダウン水モニタ	c p m
11	モニタリングポスト4	nGy/h	52	A-蒸気発生器水位(広域)	%
12	モニタリングポスト5	nGy/h	53	B-蒸気発生器水位(広域)	%
13	モニタリングポスト6	nGy/h	54	C-蒸気発生器水位(広域)	%
14	モニタリングポスト7	nGy/h	55	A-補助給水ライン流量	m³/h
15	1次冷却材圧力	MPa	56	B-補助給水ライン流量	m³/h
16	Aループ1次冷却材高温側温度	°C	57	C-補助給水ライン流量	m³/h
17	Bループ1次冷却材高温側温度	°C	58	A-主給水ライン流量	t/h
18	Cループ1次冷却材高温側温度	°C	59	B-主給水ライン流量	t/h
19	A-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	60	C-主給水ライン流量	t/h
20	B-高圧注入ポンプ出口流量	m³/h	61	A-主蒸気ライン圧力	MPa
21	余熱除去Aライン流量	m³/h	62	B-主蒸気ライン圧力	MPa
22	余熱除去Bライン流量	m³/h	63	C-主蒸気ライン圧力	MPa
23	A高压注入ポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	64	安全注入作動(D I :発生/復帰)	発生/復帰
24	B高压注入ポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	65	原子炉水位	%
25	A余熱除去ポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	66	出力領域平均中性子束(CH 1)	%
26	B余熱除去ポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	67	出力領域平均中性子束(CH 2)	%
27	出力領域平均中性子束	%	68	出力領域平均中性子束(CH 3)	%
28	中間領域中性子束(CH 1)	A	69	出力領域平均中性子束(CH 4)	%
29	中間領域中性子束(CH 2)	A	70	中性子源領域中性子束(CH 1)	c p s
30	全制御棒全挿入(D I :全挿入/引抜)	全挿入/引抜	71	中性子源領域中性子束(CH 2)	c p s
31	加圧器水位	%	72	格納容器内ガスモニタ	c p m
32	格納容器圧力	MPa	73	放水口ポスト計数率	c p m
33	C/V隔離A作動(T信号)(D I :発生/復帰)	発生/復帰	74	A使用済燃料ピット水位(AM用)	m
34	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	75	B使用済燃料ピット水位(AM用)	m
35	B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h	76	A使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
36	A格納容器スプレイポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	77	B使用済燃料ピット水位(可搬型)※2	m
37	B格納容器スプレイポンプ(D I :運転/停止)	運転/停止	78	A使用済燃料ピット温度(AM用)	°C
38	A非常用高圧母線電圧	kV	79	B使用済燃料ピット温度(AM用)	°C
39	B非常用高圧母線電圧	kV	80	使用済燃料ピットエリアモニタ(R-5)	μSv/h
40	A-ディーゼル発電機受電しゃ断器(D I :入/切)	入/切	81	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ※2	μSv/h
41	B-ディーゼル発電機受電しゃ断器(D I :入/切)	入/切			

※1：伝送項目については必要に応じて見直すものとする。

※2：原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合後運用開始。

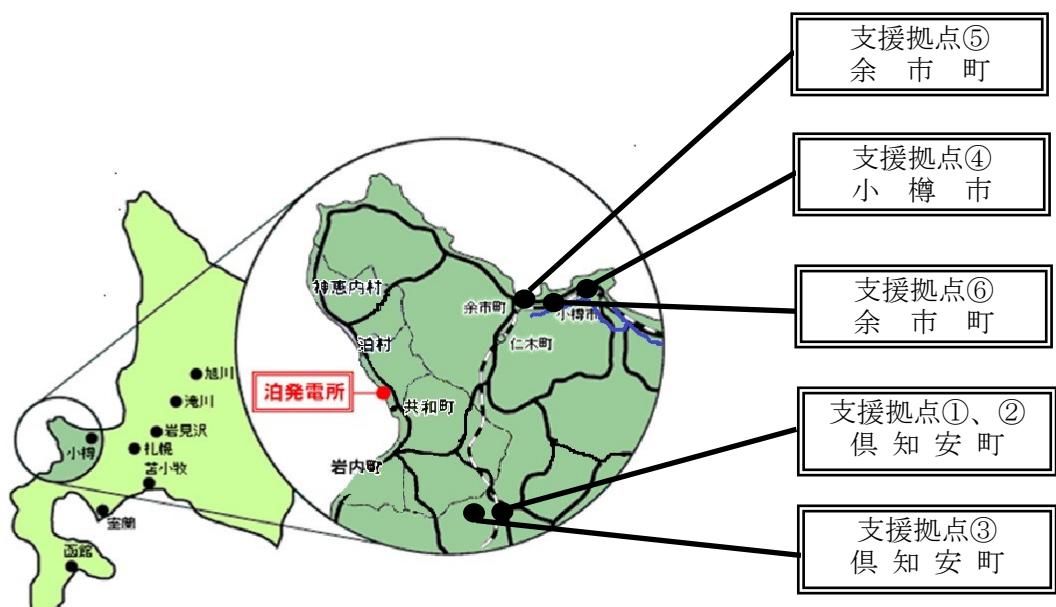
別表2－5－5 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

1. 倶知安町方面

項目	仕 様		
名 称	①北海道電力ネットワーク 株式会社俱知安ネットワー クセンター	②北海道電力ネットワーク 株式会社俱知安無線局	③北海道電力ネットワーク 株式会社所有地(旧変電所 用地)
所 在 地	北海道虻田郡 俱知安町南1条西2	北海道虻田郡 俱知安町南4条西3	北海道虻田郡 俱知安町字旭284
発電所からの 方位・距離	南東 約25km		南東 約22km
敷 地 面 積	約2,100m ²	約3,600m ²	約7,580m ²
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備		
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達		

2. 小樽市・余市町方面

項目	仕 様		
名 称	④北海電気工事株式会社 小樽支店	⑤北海道電力ネットワーク 株式会社余市ネットワー クセンター	⑥社有地(旧資材置場)
所 在 地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号	北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地	北海道余市郡 余市町栄町243-3
発電所からの 方位・距離	東北東 約40km	東北東 約30km	東北東 約32km
敷 地 面 積	約2,100m ²	約3,340m ²	約1,850m ²
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備		
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達		



原子力事業所災害対策支援拠点候補地

別表 2－8－1 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 38号36
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等
要員 数	21名(所長、支援組織要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 <p>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制 (24時間365日オンライン体制)	<pre> graph LR A[発災事業者※] -- "10条通報 ・支援要請" --> B["(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者"] B -- "出動指示" --> C[支援組織要員] B <--> D[状況報告] </pre> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 		

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定用））	6 台	資機材保管庫・車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台	
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3 台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台	
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式	資機材保管庫・車庫棟
	放射線管理、除染用資機材	1 式	
	作業用資機材	1 式	
	一般資機材	1 式	
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台	
	大型トラック（重機搬送）	2 台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	8 台	

別表 3－2－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（1／2）

防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法については以下のとおり。

法人の名称	北海道電力ネットワーク株式会社
主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
業務の範囲	情報通信設備等の防護・復旧対策、電力系統復旧対策、原子力事業所災害対策支援拠点等防災関連施設への電力供給等作業
実施方法	・【別図2－1－2 原子力防災組織及び業務所掌】のうち、情報通信班、工務班、配電班及びお客さま対応班の業務を行う。

法人の名称	北海道パワーエンジニアリング株式会社
主たる事務所の所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村字ヘロカルウス789番地
業務の範囲	電源、消火、環境モニタリングに係る緊急事態応急対策活動の現場業務及び給水、その他現場作業の支援
実施方法	・電源・空調設備の起動作業 ・消火活動 ・放射線計測設備の設置作業 ・給水源確保作業の支援 ・その他発電所対策本部の各機能班が行う現場作業の支援

法人の名称	北電興業株式会社
主たる事務所の所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村字ヘロカルウス789番地
業務の範囲	土木建築設備に係る緊急事態応急対策活動の現場支援業務
実施方法	・土木建築設備等の状況把握及び点検並びに応急の復旧作業に係る支援等

法人の名称	株式会社アトックス
主たる事務所の所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村字ヘロカルウス789番地
業務の範囲	環境モニタリングに係る緊急事態応急対策活動の現場業務
実施方法	・放射線計測設備の設置作業等

法人の名称	株式会社山二工業
主たる事務所の所在地	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字南坂ノ上5番地6号
業務の範囲	アクセスルートの確保に係る緊急事態応急対策活動の現場業務
実施方法	・瓦礫等の除去作業 ・道路整地等の補修作業等

別表 3－2－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（2／2）

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号
業務の範囲	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）による緊急事態応急対策活動に係る支援業務
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・支援組織要員の派遣・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

別表 3－3－1 派遣要員の職務と人員（北海道）

		派遣要員の職務	人員
緊急時モニタリング班	企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング実施内容の検討 ・緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・指示書・作業手順書の作成 ・緊急時モニタリング結果の確認 ・要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 	15名 (第2、3非常配備)
	情報収集管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・関係機関との情報伝達 ・情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量率の測定 ・環境試料の採取 	
	測定分析担当	<ul style="list-style-type: none"> ・環境試料中の放射性物質濃度の測定 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策重点区域の境界周辺等における避難退域時検査、簡易除染 	
医療班	医療チーム	スクリーニング	14名 (第2、3非常配備)

※1：非常配備：北海道地域防災計画に基づく派遣区分であり、第2非常配備は警戒事象、第3非常配備は施設敷地緊急事態該当事象に相当するもの。

※2：緊急時モニタリング班員の北海道への派遣は、予め登録された、モニタリングカー1台を含めた5台の車両にて実施する。

別表 3－3－2 貸与する資機材（北海道）

区 分	測 定 機 器 等	数 量
情報収集管理 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングステーション ・モニタリングポスト ・気象観測局 	5 台 8 台 1 台
測定分析担当	総括連絡班 警報付きポケット線量計	30 個
	測定採取班	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカー（ガソリン車） ・可搬型ポスト ・大型水盤 ・電離箱式サーベイメータ ・シンチレーション式サーベイメータ ・デポジットゲージ
	分析班	—

別表 3－5－1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への
要員の派遣、資機材の貸与

派遣要員	貸与する資機材	
15名	汚染密度測定用サーベイメータ	18台
	Na Iシンチレーションサーベイメータ	1台
	電離箱サーベイメータ	1台
	ダストサンプラ	3台
	高線量対応防護服	10着
	全面マスク	50個
	個人線量計（ポケット線量計）	50個
	タイベックスーツ	1,500着
	ゴム手袋	3,000双
	遮蔽材	100枚
	放射能測定用車両	1台
	Ge半導体式試料放射能測定装置	1台
	ホールボディカウンタ	1台
	可搬型モニタリングポスト	5台

※ 要員の派遣及び資機材の輸送については、陸路及び海路を基本とし、気象・交通の状況等に応じて空路の輸送手段を手配することとする。

様式

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和59年6月14日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	年　月　日
協議した都道府県知事及び市町村長	北海道知事 泊　村　長
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

様式2

原子力防災要員現況届出書

年　　月　　日																																					
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																					
届出者 <u>住所</u> 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>																																					
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所</td> <td colspan="2" style="width: 50%;">北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1</td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 別</td> <td>防 災 要 員 の 職 制</td> <td>その他の防災要員</td> </tr> <tr> <td>情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>広 告 報 告</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>医 療 に 関 す る 措 置</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 灾 害 に 関 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> <tr> <td>原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等</td> <td></td> <td>名以上</td> </tr> </table>		原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1		業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他の防災要員	情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名以上	原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等		名以上	広 告 報 告		名以上	放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名以上	原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名以上	施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧		名以上	放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名以上	医 療 に 関 す る 措 置		名以上	原 子 力 灾 害 に 関 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送		名以上	原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1																																				
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他の防災要員																																			
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名以上																																			
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等		名以上																																			
広 告 報 告		名以上																																			
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名以上																																			
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名以上																																			
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧		名以上																																			
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名以上																																			
医 療 に 関 す る 措 置		名以上																																			
原 子 力 灾 害 に 関 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送		名以上																																			
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名以上																																			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　　月　　日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u></p>			
<p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p>			
原子力事業所の名称及び場所		北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219 番地1	
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

様式4

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 219番地1
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 場 所	
	設 置 者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他 の固定式測定器	台
	試料放射能分析装置 (排水モニタ)	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	台
	サンプラ 測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台
	サンプラ 測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台
	その他 エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式
		動力消防ポンプ設備

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式 6

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 <u>住所</u> 氏名 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u>	
<p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
連絡者名
連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	名称: 北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分: 電気事業) 場所: 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	<input type="checkbox"/> (AL11) 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21) 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24) 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25) 非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42) 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51) 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52) 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)
	想定される原因
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

特定事象発生通報(原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

通報者名

連絡先

第 10 条 通 報

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1		
特定事象の発生箇所	泊発電所 号機		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)		
発生した特定事象の概要	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準		原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準
	<p>※ <input type="checkbox"/> (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□ (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□ (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□ (SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□ (SE27) 直流電源の部分喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□ (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□ (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□ (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□ (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>		
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()		
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 ECCSの作動状態 排気筒	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) モニタリングポストの指示値 放水口ポストの指示値 その他	確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm) 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h → nGy/h) 確認中、変化無し、変化有り(cpm → cpm)
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定事象発生通報(事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

通報者名

連絡先

第 10 条 通 報

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称: 北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分: 電気事業) 場所: 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
特定事象の種類	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>
想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他()
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
連絡者名
連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	名称: 北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分: 電気事業) 場所: 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類(注1)	
発生事象と対応の概要(注2)	
その他事項の対応(注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（原子炉施設）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

報告者名

連絡先

第25條報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 1 1

添付

応急措置の概要 (泊発電所 3号機)

(原子炉施設)

1. プラント状況		(確認時刻： 月 日 時 分)							
原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有・無						
1次冷却材圧力	MPa(gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要						
加圧器水位	%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要						
原子炉水位	%	原子炉容器注水	有・無・不要						
格納容器圧力	kPa(gage)	格納容器注水	有・無・不要						
炉心出口温度 (最高値)	°C								
格納容器内水素濃度 (ドライ値)	Vol%								
炉心損傷	有・無								
格納容器最高使用圧力	未満・以上・2倍以上								
2. 放射性物質放出見通し		(評価時刻： 月 日 時 分)							
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃								
特記事項									
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載)		(評価時刻： 月 日 時 分)							
放出開始時刻	月 日 時 分頃			放出箇所					
放出停止時刻	月 日 時 分頃			放出高さ (地上高)	m				
放出実績評価	評価時点の放出率			評価時刻までの放出量					
希ガス	Bq/h			Bq					
ヨウ素	Bq/h			Bq					
その他 (核種：)	Bq/h			Bq					
4. モニタ・気象情報		(確認時刻： 月 日 時 分)							
排気筒ガスマニタ	主排気筒 (注1)		cpm	非常用排気筒 (注2)	cpm				
モニタリング ポスト・ステーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	$\mu\text{Sv}/\text{h}$								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/s		大気安定度			

(注1) 3号機は排気筒モニタ、(注2) 3号機は当該設備が無いため記入不要

5. その他

応急措置の概要(事業所外運搬)

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
報告者名 _____
連絡先 _____

第25條報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況

(確認時刻：月 日 時 分)

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

(確認時刻：月 日 時 分)

距離・場所								
nSv/h μ Sv/h								

3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）(確認時刻：月 日 時 分)

放出、漏えい 開始時刻	日　：　頃	放出、漏えい 停止時刻	日　：　頃
放出、漏えい箇所			

4. その他

気象・海象状況等

参 考

参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第10条第1項	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第15条第1項	1、2、3号機への適用要否
—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○
—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○
—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○
—	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○
AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	×	—	—	—	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	×
—	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×
—	—	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○
—	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×
—	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	—	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	—	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	—	—	—
—	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○
—	外的事象による影響(地震)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(津波)	○	—	—	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト総括判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	×	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○
—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○

E A L N o . はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。